

# 独立行政法人評価委員会第18回農業分科会

農林水産省経営局金融調整課

# 独立行政法人評価委員会第18回農業分科会

日時:平成17年8月23日(火)

会場:三田共用会議所第4特別会議室

時間:13:00~16:19

## 議 事 次 第

1.開 会

2.委員紹介

3.議 事

### 第一部審議事項

(1)独立行政法人関係者の審議への参画について

(2)平成16年度業務実績評価及び財務諸表について

農畜産業振興機構

農業者年金基金

農林漁業信用基金

農業者大学校

財務諸表検討会の報告

(3)長期借入金の入札結果の報告について

農林漁業信用基金

(4)その他

農畜産業振興機構業務方法書の変更について

### 第二部審議事項

(5)平成16年度業務実績評価及び財務諸表について

農林水産消費技術センター

肥飼料検査所

農薬検査所

種苗管理センター

家畜改良センター

財務諸表検討会の報告

( 6 ) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

農林水産消費技術センター

肥飼料検査所

農薬検査所

種苗管理センター

家畜改良センター

( 7 ) その他

今後の予定等について

4 . 閉 会

午後 1 時 0 0 分 開会

徳江分科会長代理 定刻となりましたので、ただいまから、農林水産省独立行政法人評価委員会第18回農業分科会を開催いたします。

本日、松本分科会長が所用のため欠席でございますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定に従いまして、分科会長代理であります私、徳江が本日の会議の議長を務めさせていただきます。

委員、臨時委員及び専門委員の皆様方には、お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の会合ですが、委員及び臨時委員の計12名のうち9名にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ります前に、事務局から本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況の報告と、配付資料の確認をお願いいたします。

金融調整課長 本年8月から12月までの間、農業分科会の事務局を担当いたします経営局金融調整課長の山口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況でございます。先ほど徳江分科会長代理の方から欠席報告のありました松本分科会長のほかに、渡辺紹裕委員、石黒専門委員、石田専門委員、岡専門委員、佐々木専門委員、高橋英三専門委員、長尾専門委員、松井専門委員、渡辺雅子専門委員におかれましては、ご都合によりご欠席と承っております。

また、萬野委員は所用のため若干おくれて到着されるというご連絡をいただいております。

次に、議事の進め方でございますが、今回は審議の対象となります法人が多数ありますことから、2部構成といたしております。

まず、第1部については、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び農業者大学の4法人の議題を審議いたします。次に、第2部においては、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター及び家畜改良センターの5法人の議題を審議することといたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。資料の先頭に配付資料一覧、議事次第が置いてあるかと存じますが、その後ろに資料1として農業分科会の委員の名簿、その後に第1部の資料といたしまして、資料2 - 1及び2 - 2、資料3 - 1から3 - 4、資料4、資料5、資料6をセットしております。

その後ろには第2部の資料といたしまして、資料7-1から7-5、資料8-1から8-8となっております。また、参考資料といたしまして、プロジェクトチームの構成表を添付しております。

なお、本日は、資料について事前送付させていただいておりますので、本日お持ちになった委員の方におかれましては、その後の差し替えまたは追加になったもののみ卓上には配付させていただいております。具体的には、差し替え等資料一覧という1枚紙に記述しておりますけれども、資料3-1から3-3、資料7-1、資料8-5につきましては、一部を差し替えております。全部差し替えをお願いしております資料は、資料一覧と資料3-4、資料7-2から7-5、資料8-1、8-3でございます。新たに追加した資料は資料4、資料6及び資料8-6から8-8でございます。

いろいろと多数の資料がございまして、またその後の差し替えもあったため、お手数を煩わせておりますけれども、何か不足等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

では、委員の皆様、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、本日1つ目の議題に入りたいと思います。1つ目の議題は、報告事項でございますが、独立行政法人関係者の審議への参画についてです。それでは、文書課より説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 文書課課長補佐の園田と申します。

私の方から、独立行政法人関係者の審議への参画についてご説明させていただきます。資料の方は2-1と資料2-2でございます。

本案件につきましては、8月2日に開催いたしました第8回農林水産省独立行政法人評価委員会におきまして既に承認されたものでありますが、内容が各分科会にも準用されるものでありますので、本日の分科会において報告させていただくものでございます。

内容といたしましては、独立行政法人評価委員会におきまして、審議に当たりこれまで専門性等の観点から適切な人材の活用を図ってきているところでございますが、評価の中立・公正性をより確保するという観点から、資料2-1のとおり独立行政法人評価委員会議事規則の改正を行ったものでございます。

具体的に申し上げますと、評価委員会に参加する委員及び臨時委員につきましては、委員本人が独立行政法人の役職員である場合、あるいは独立行政法人の運営について審議する外部委員である場合、あるいは独立行政法人の会計監査人である場合におきまして、このような関係を有している独立行政法人に関する審議につきましては、議決権を有しないということにさせていただくものでございます。なお、会計監査人が法人であるという場合には、その役職員が委員となるケース、

これを想定してございます。

また、資料にも書いてございますとおり、委員が法人の会計監査人である場合には、当該法人の財務諸表に関する審議に限って制限をかけるということにしております。これは会計監査人については、当該独立行政法人の役職員や外部委員のように、法人の運営の方向性等に直接的な影響を及ぼす関係にはないという判断からでございます。

続きまして、資料2 - 2についてでございます。独立行政法人関係者の審議への参画について(申合せ)としてございます。これは先ほどの議事規則の改正に付随いたしまして、1つ目としまして、委員が関係を有している法人に関する審議を行う際には、当該委員はその法人に対する意見陳述については差し控えていただくということでございます。ただし、会計監査人の場合は、財務諸表に係る審議についてのみ意見陳述を制限するという内容でございます。

2つ目としまして、当該関係を有する法人の評価作業に関与しないということでございます。なお、財務諸表に関しましては、評価作業を行わないということでございますことから、会計監査人は、評価作業に関しましては制限を受けないということにしております。

3つ目でございます。委員が農林水産省所管の独立行政法人の役職員、運営を審議する外部委員、会計監査人の関係を有するに至ったという場合には、評価委員会に報告するというところでございます。

さらに4つ目といたしまして、法人の役職員、運営を審議する外部委員、会計監査人の関係以外に、評価の中立・公正性に疑義が生じる可能性があると考えられる場合には、委員長にその旨を相談するという事を挙げてございます。

なお、この申合せ内容は分科会にも準用するというところになっておりますが、現段階では本農業分科会におきまして、今回の議事規則の改正やその申合せによって影響を受けるといふ委員はいないということをし添えさせていただきます。

以上でございます。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

ただいまご説明がございましたが、これに関しまして何かご質問等はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 それでは、第1の議題はこのくらいにしまして、次の議題に移りたいと思います。

次は、平成16年度業務実績評価及び財務諸表についてです。平成16年度の評価と財務諸表につい

では、これまで主としてプロジェクトチームごとに審議を行っていただいたことから、各プロジェクトの主査を務めていただいた委員の方から審議の結果を報告いただきたいと思います。

その前に、ここで平成16年度財務諸表の承認に関し、農林水産大臣からの諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

金融調整課長 それでは、お手元の資料3 - 1「独立行政法人農畜産業振興機構の業務実績評価及び財務諸表について」という資料の中の87ページ、財務諸表の一番上についている資料をごらんください。諮問文を朗読させていただきます。

平成17年8月23日。

農林水産省独立行政法人評価委員会委員長 松本聰殿。

農林水産大臣 岩永峯一。

独立行政法人農畜産業振興機構における平成16事業年度財務諸表の承認について。

このことについて、独立行政法人農畜産業振興機構理事長山本徹から、別添のとおり平成16事業年度財務諸表について承認申請があったので、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

同じ文面でございますので、その他の法人につきましては内容は省略させていただきますけれども、第1部では、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び農業者大学校につきまして、第2部では、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、それから家畜改良センター、以上9法人につきまして大臣から意見を求めるということで諮問がなされております。そういうことでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

では、平成16年度業務実績評価及び財務諸表について、各プロジェクトチームごとに代表者からご報告いただき、私が財務諸表について意見を述べた後に、全体としての議論を行うとの手順で進めたいと思います。

なお、時間が限られていることもあり、ご報告は1プロジェクトチーム当たり8分程度でお願いいたします。

では、農畜産業振興機構プロジェクトチームからお願いいたします。安部委員、お願いいたします。

安部臨時委員 それでは、農畜産業振興機構の平成16年度業務実績の評価結果の概要につきまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、私、安部からご報告申し上げます。

プロジェクトチームのメンバーですが、徳江委員、それから石田委員、福田委員と私の4名でございます。

評価結果の概要についてでございますけれども、お手元に配付されております資料3-1の最初のところに評価結果の概要があると思います。それに沿いまして説明させていただきます。

全体の評価結果といたしましては、平成16年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われており、A評価といたしました。

1の評価に至った理由といたしましては、まず(1)の評価の手法のところですが、プロジェクトチームは平成17年7月14日、機構本部において検討会を持ちまして、機構から提出された自己評価シート、それから補足資料並びに財務諸表等に基づき業務実績の内容を聴取し、評価の作業を進めてまいりました。

評価は、あらかじめ定められた評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書等を活用して行ってまいりました。

そこで、(2)のところの評価実施の過程というところでございますけれども、中期計画の小項目を単位として、a、b、cの3段階評価を行いました。また、今回新たにa評価の中で特にすぐれた成果が得られたことが、客観的で、かつ明確なデータによって説明可能なものについてはs評価を行いました。その結果、小項目152項目中1項目がs評価、151項目がa評価となりました。ただし、指定食肉の買入れ業務などの業務の実施に至らず評価対象外となった項目が7項目ございました。

次に、中項目については、小項目の評価結果の積み上げ、先ほどの3段階評価でございますけれども、各小項目の達成率及びその他の要因を分析して評価を行ったところ、中項目17項目中17項目がA評価。施設及び設備に関する計画というものがございまして、これは中期計画に予定されていないものでございます。また、運営費交付金の受入れの遅延等により資金の不足となる場合の短期借入れがございまして、これは、業務の実施に至らなかったものでございます。この2項目を評価の対象外といたしました。

大項目の評価については、中項目の評価結果の積み上げ、3段階評価で行っておりますけれども、各中項目の達成率及びその他の要因、これは評価シートを見ていただければわかりますが、留意事項として記載しているものでございますが、これを勘案して評価を行った結果、5項目中5項目がA評価でございます。それから評価対象外として剰余金の使途と重要な財産の譲渡等の計画の2項目がありました。

それから、(3)として、総合評価結果としましては、中項目の評価結果の積み上げ結果と、各中

項目の達成率及びその他の要因、これは留意事項等ですけれども、これを勘案して評価を行った結果、冒頭申し上げたとおり16年度業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われているというふう  
に判断しまして、A評価といたしました。

次に、2ページのところの業務運営に対する主な意見等についてでございますけれども、業務実績評価においては、各大項目の留意事項として記載しております。時間の関係もございますので、簡単にその一部を報告させていただきます。

まず、事業費の削減・効率化についてでございますけれども、14年度比で80%と、中期計画に照らし十分に抑制されておりますが、主たる理由は、肉用子牛の販売価格が回復し、生産者補給金交付金額が減少したこと等であり、このような価格安定等に係る事業費の削減は、制度の特性から発生したものと認識する必要があります。一方、補助事業・情報収集提供事業に係る事業費についても、補助事業の見直し等を通じて14年度比で81%と十分に削減されております。

それから次に、退職手当を除く一般管理費についても、平成14年度比14%減と十分に抑制されています。その中で人件費は、16年度のラスパイレス指数が国家公務員全体との比較において、15年度の136.4から134.4へと2ポイント低下し、機構としても人件費の削減に積極的に取り組んでおります。

134.4というラスパイレス指数には、学歴構成、勤務地、管理職割合、住宅事情等国と相違する諸事情が反映されないものとなっており、今回、人事院から機構に提供された地域別・学歴別の要素を加味したラスパイレス指数は113.9となります。今後、特殊法人等改革等の趣旨にのっとり、計画的、段階的に人件費の削減を行うべき具体的な目標を設定し、給与構造の見直しについて検討することを要望するところであります。

次に、2ページの下のところですが、内部監査体制の充実・強化については、監査体制、これは内部監査マニュアル及び監査方法等ですけれども、平成16年8月、特定非営利活動法人情報公開市民センターの「特殊法人等の監査体制ランキング」において、調査対象全53法人中2位、小規模法人19法人中1位にランクづけされる等、高く評価されていることから、この小項目についてはs評価といたしました。

次に、4ページのところに地方出先機関等について記述しております。国内の輸入指定糖の売買手続や海外での畜産関係の情報収集の業務等を本部と一体的に実施しています。平成16年度は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項を踏まえ、地方出先機関等ごとの業務内容、運営コスト等について明らかにされましたが、平成17年度以降については、機能面、効率面から同様の検討を継続するとともに、機構の業務ニーズに対する変化を踏まえ、業務・組織の見直しを行

うことを要望するところです。

なお、機構は平成17年度にEPA/FTAやWTO交渉進展、中国との貿易構造の深化・拡大等輸入構造の著しい変化に対応し、海外情報収集活動の一環として、部長と同格のスタッフ職の創設を始めとする組織体制の整備や畜産、野菜に関する調査情報業務、補助業務等について、本部と地方事務所との間で、これらの業務の分担の見直しを図ることとしているというふう聞いておりますが、この場合においてはスクラップ・アンド・ビルド等の組織の合理化の観点に十分留意するとともに、今後の地方事務所の適切なあり方について、積極的な取り組みを行うべきであるというふう考えております。

それから4ページのところで、砂糖勘定は、平成16年度に325億円の損失となっておりますが、これは国内産糖価格調整事業において、てん菜の新品種の導入や農家の営農意欲の高まりなどにより、国内産糖交付金の支払額が調整金収入を大幅に上回ったため、不足する部分を短期借入金により賄ったことによるものであります。これは、制度の特性に起因するものであり、今後、単年度収支均衡する状態を早期に実現することは、砂糖政策上重要であるというふう考えております。

次に、生糸勘定は、繰越欠損金が、5ページのところになりますけれども、117億円となっておりますが、これは主として、平成15年10月の機構設立の際、機構が承継した国際約束等国の指示に基づく在庫生糸資産について独立行政法人会計基準に基づく時価評価を実施したことにより、資産評価損を計上したことによるものであります。

なお、生糸売買事業における短期借入金については、期首短期借入金残高139億8,400万円について、在庫生糸の売り渡し収入、これは平成16年度においては期首在庫1万3,946俵について、在庫に係るコスト削減を図るため輸出向け特別売り渡し及び新規用途売り渡しによって国内の市場価格より高い価格で全量を売り渡した結果、平成16年度末には、在庫がゼロとなったということでございます。損失補てん交付金等により22億2,600万円を償還し、償還することができない117億5,800万円について借り換えを行ったものであります。

このほかに特筆すべき幾つかの事項として報告させていただきたいと思っておりますけれども、1つは新たな業務リスクへの対応する指針として、機構の事業活動に影響を与え、かつ機構において通常の業務と異なる新たな業務が求められるものに適切に対応するために、業務リスク対応指針の制定を行うなど、適切な対応が見られるということであります。

2つ目は、指定乳製品等の輸入・売買についてですけれども、乳製品の需給緩和が著しい中、売り渡しで不落札が発生するなどしたため、バターの入札対象品目を従来の2種類から8種類に拡大し、また輸入応札の最小単位を100トンから20トンに引き下げて、国際約束に従って国が定めて通

知する数量、すなわちカレントアクセスに係る輸入及び売り渡しの円滑化に取り組んできております。

それから3つ目は、野菜関係業務についてですけれども、16年度においては、幾たびかの台風の襲来、あるいは長雨等の影響に伴う野菜の供給量の不足と価格の高騰に対応するため、機構内に緊急野菜供給本部を設置して、農林水産省との連携のもとで軟弱野菜や規格の不ぞろいの野菜の出荷促進を行っており、生産者に対する出荷奨励金の交付や価格情報提供などを実施しております。

それから4つ目として、情報収集提供業務については、特にW T O・F T A交渉の円滑な推進等を図る観点から、チリにおける豚肉生産構造・流通実態調査、あるいはF T A交渉対象国の韓国、タイ等6カ国における野菜の生産流通等の実態調査について、組織的な取り組みとして実施しております。

それから5つ目は、消費者への情報提供について、特に小・中学生の望ましい食習慣の形成のために、学校における食育を推進するために栄養教諭等を対象に、野菜、砂糖、食肉、牛乳・乳製品のそれぞれの正しい知識の普及のための教材を作成し、提供しております。

時間を超過して申しわけございませんけれども、以上が農畜産業振興機構の16年度実績評価結果の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、農業者年金基金プロジェクトチームからお願いいたします。どうぞ。

忠臨時委員 資料3 - 2をごらんいただきたいと思います。

私の方から、農業者年金基金プロジェクトチームにおける平成16年度業務実績評価の検討結果を報告させていただきます。

業務実績評価のためのプロジェクトチームは、去る7月21日に、私、忠、長沼、渡辺の委員3名全員が出席して検討を行いました。

評価結果といたしましては、法人から提出されました自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象のすべての項目についてA評価となりました。これらを踏まえ総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断しまして、総合評価はA評価といたしました。

次に、業務運営に対する主な意見等ですが、全体として順調に業務が実施されていると考えられます。今後も独法化の趣旨を踏まえ、中期計画に基づいたより具体的な年度計画の策定や、年度計画の達成のみに拘泥することなく、業務への創意工夫、業務プロセスの重視等により、引き続き中期計画の達成に向けて業務を実施することが望まれます。

また、業務実績、財務諸表等の作成に当たっては、一般国民にも理解が容易となるよう、より理解しやすい表現ぶりについて引き続き検討することが望まれます。

各項目についてですが、まず1番目として、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」については、全体として計画どおり順調に実施されています。

具体的には、運営経費の抑制については、一般管理費、事業費ともに、平成16年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されています。

業務運営の効率化につきましては、提出書類の様式の改善や電算システムの開発などについて計画どおり順調に実施されています。

今後とも計画を着実に実施するとともに、改善状況のフォローを確実に行うよう努めていただくようお願いいたします。

組織運営の合理化につきましては、計画どおり2名職員数を削減しています。今後ともより一層業務運営の効率化に努めていただくようお願いいたします。

業務運営能力の向上等については、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されています。今後とも計画的に研修等を行い、基金職員及び業務受託機関職員の業務能力の向上に努めるとともに、業務内容の理解度の確認を行い、次の研修等に活用するなどの創意工夫が望まれます。

評価・点検の実施については、計画どおり順調に実施されています。この項目につきましては、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに、業務が円滑に遂行できるように、また、業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努めていただくようお願いいたします。

次に2番目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置」についてですが、全体として計画どおり順調に実施されています。

具体的には、被保険者資格の適正な管理及び標準処理期間内での事務処理については、計画どおり順調に実施されています。これらの業務については、農業者年金基金の基幹業務であることから、今後ともより一層資格の適正な管理、事務処理の迅速化に努めていただくようお願いいたします。

年金資産の安全かつ効率的な運用については、計画どおり順調に実施されています。今後とも年金資産の運用に当たっては、安全性を重視するとともに、被保険者等に対する適時的確な運用結果の情報提供等に努めていただくようお願いいたします。

制度の普及推進について、各種資料による業務受託機関を通じた制度の周知やホームページ等を通じた情報の提供等により、制度の普及推進が図られています。今後ともより効果的、効率的な方法がないかなど検討を行いながら、一層制度の普及推進を図るよう努めていただくようお願いいたします。

たします。

続いて3番目ですが、「財務内容の改善に関する事項」についてです。計画どおりすべての債権について分類の見直しを行い、管理・回収を行っており、順調に実施されています。今後も貸付債権の適切な管理・回収に努めていただくようお願いいたします。

4番目「予算、収支計画及び資金計画」についてですが、全体として計画どおり順調に実施されています。予算執行につきましては、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成しています。

なお、人件費については、平成16年度において、社会情勢等にかんがみ0.1%の職員給与の引き下げを行っていますが、今後とも給与水準については、社会一般の情勢に適合したものとなるよう留意をお願いいたします。

5番目「短期借入金の限度額」及び6番目「剰余金の使途」につきましては、平成16年度は実績がなかったため、評価を行っておりません。

7番目として、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」についてですが、中期計画及び16年度計画に基づき、資金運用に関する知識を有する者を採用する一方で、全体で2名の職員数の削減を行うなど、計画どおり順調に実施されています。

今後とも中期計画及び年度計画に定める職員の人事に関する計画に基づき、適正な人員配置に努めていただくようお願いいたします。

最後になりますけれども、同じ資料の131ページをごらんいただきたいと思います。農業者年金基金の年度実績の評価に当たっては、旧制度に係る業務の部分について、厚生労働省の評価委員会の意見をいただくこととされており、さきに意見照会をしておりましたところ、8月17日付で意見をいただいたところでございますので、読み上げさせていただきます。

平成16年度における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況にあると判断される。

なお、電算システムの開発・整備については、国民に対して提供するサービスの質の向上の観点からも評価をされたい。

また、定性的な目標が定められている計画項目については、貴評価委員会において、よりきめ細かな評価が行われるよう、配慮されたい。

以上でございます。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、農林漁業信用基金プロジェクトチームからお願いいたします。

清野臨時委員 清野でございます。

それでは、私の方から独立行政法人農林漁業信用基金の平成16年度の業務実績評価についてご報告をいたします。

資料はお手元にあります資料3 - 3をご用意いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に農林漁業信用基金の評価結果の概要について記載されてございます。

当プロジェクトチームの当法人に対する総合評価といたしましては、平成16事業年度の業務については順調に行われているという判断でございまして、すなわちA評価といたしたところでございます。

後ほども触れますけれども、農林漁業金融を取り巻く情勢等を反映いたしましてか、全体の中には一部B評価も見られました。しかしながら当法人は旧認可法人発足時、昭和62年から長年の懸案事項でございました都内4つの事務所の統合ということが首尾よく実現をした点を高く評価いたしまして、このような評価に至ったところでございます。

今後とも農林漁業者の信用力補完という当法人の使命、役割、これらを十全に発揮をいたしまして諸活動に当たられるよう期待を申し上げます。

なお、今回の評価からA評価より上位にS評価、C評価より下位にD評価、これらを設けたところでありますけれども、今回の評価の中では、これらに該当する項目はございませんでした。

続きまして、業務運営に対する主な意見ということで二、三申し上げます。

冒頭にも申し上げましたように、評価全体といたしましては高く評価できるものと考えてございますけれども、まず1番目の業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございます。具体的に数値を申し上げますと、事務所統合の計画的実施に係りまして、経費といたしましては約5,000万円の削減につながっておりまして、また4事務所それぞれの管理部門の統合によりまして、組織体制あるいは人員配置の見直しも進んでおるといったようなことから、そうした取り組みについて評価するとともに、今後さらなる統合のメリットを発揮していただきたいと思います。

2点目、事業費の削減についてでございますけれども、具体的には3ページ以降の評価シートを後ほどお時間のあるときにごらんいただきたいと思いますけれども、ごく特徴的なところのみ口頭でご説明を申し上げますと、16年度の決算では、事業費で対14年度予算対比で43%という大きな削減になってございます。このように数値的には目標を大きく達成しており、その要因といたしましては、保険事業、保証事業、そして貸付事業、この3つの事業費が大きく削減しておるとい

でございます。こうした活動の低下にもとられかねませんけれども、認定農業者等担い手向けの融資、これらについては積極的な取り組みが行われておりまして、いろいろ分析を加えれば、農林漁業全般におきまして、昨今言われますような担い手の減少、将来的な不安等々、資金需要の低下といったような外部要因による減少が大きな要因となっておりますのかなととらまえております。

それから、平成16年度の評価からは、数値結果だけの評価に加えまして、事業費の削減に向けての努力ということも評価指標に加えたところでございます。これらの取り組み状況から見ても十分な削減努力が行われていると理解をいたしております。

なお、事業費削減の数値目標につきましては、このように個々の事業が外部要因による影響を受けやすいという性質があるものですから、これらを踏まえて設定するよう、今後中期目標あるいは中期計画の策定に当たりましては検討する必要があると考えております。

3番目、経費支出の抑制につきましては、適切であると判断をしております。今後とも経費支出の抑制に適切に取り組むことにより、中期計画が着実に達成されるよう期待するものでございます。

大きな2点目といたしまして、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成のためにとるべき措置についてでございます。この点につきましては、16年度に関しましては、利用者に対する積極的な情報提供、アンケート調査等を通じた利用者の意見の聴取、これらに十分に組み込んでおりまして、適切と判断をしております。

大きな3点目、予算、収支計画及び資金計画についてでございます。経費支出の抑制につきましては、先ほども申し上げましたように、適切であると判断されます。

業務収支の均衡における求償権の管理・回収につきましては、法人が取り組みました努力は評価できるものでございますけれども、具体的な数値を挙げますと、回収金収入の目標57億3,300万円に対しまして、回収実績は49億7,800万円ということで、率にいたしますと87%という実績にとどまったということでございます。

この点につきましては、そうした実績ではあるけれども、回収の努力を多とすべきではないかといったような議論もあったところでもありますけれども、評価指標に設定した目標どおり達成されたか否かという指標に照らし合わせた場合には、PTとしてはこれをB評価ということにせざるを得ないという判断でございました。

なお、今言ったような法人の努力事項そのものを評価できるように、今後評価方法を検討する必要があるのではないかとというのがPTの意見でございます。

それから4番、長期借入金の条件につきまして、取り組みは適切でございますし、重要な財産の

譲渡等の計画についても計画どおり達成されておるところでございます。人事に関する計画につきましても、取り組みは適切でございました。

報告は以上でございます。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、農業者大学校プロジェクトチームからお願いいたします。

淵野専門委員 農業者大学校の平成16年度業務実績評価及び財務諸表等の検討結果についてご報告申し上げます。

プロジェクトチームは、分科会会長の松本先生と私でございます。

プロジェクトチームは、平成17年7月4日に検討会を持ちまして、大学校から提出されました自己評価シート、補足資料並びに財務諸表に基づく業務実績等の内容を聴取し、評価基準に基づきまして評価作業を進めました。

資料は資料の3 - 4をごらんください。評価結果の概要について、1ページに記してございます。これに沿ってご報告いたします。

評価の結果は、当該事業年度計画の実施状況については、総合評価をA評価とするというものでございます。

評価に至った理由といたしましては、記載のとおりでございますけれども、平成16年度計画の実施については、農業者大学校評価基準に基づき評価を行った結果、大項目についてはA評価が3、B評価が1、中項目につきましてはA評価が7、B評価1でございました。総合評価は、中項目の評価結果の積み上げにより行うものということにしておりまして、各中項目につきましては、評価結果を点数化した結果、総合15点となりました。16点満点でございますので、90%を超えているということで、総合評価はAといたしました。

以下、具体的な項目につきまして、評価シートに沿いましてご説明したいと思います。

まず3ページをごらんください。評価指標の第1の項目、業務運営の効率化についてはAの評価にしております。

続きまして、5ページでございますが、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。この項目につきましては、小項目に近代的な農業経営を担当するのに必要な学理・技術の教授、指標2の学生の確保状況というのがございます。これは昨年来問題になっておりますけれども、この点がC評価でございます。記載のとおり本学学生の確保状況が対目標比42%となっております。この点についての理由については記載してございますけれども、1つは農業者大学校の廃止報道という影響が今期強く影響した。それから、主業農家数及び18歳人口の減

少等が複合的に作用していると記載してございます。特に18歳人口等の減少というのは、農業者大学校だけではなくて、4年制の大学、短大その他押しなべて強い影響を受ける要因でございます。そういう複合的な要因が作用したと考えられるかと思えます。

また、小項目、果樹農業に関する研修の指標2の研修生の確保状況も同様な事情で評価はCとなりました。これは落葉と常緑の果樹農業研究所の研修生の確保状況がやはり厳しかったということでございます。この点も本校の学生確保と同様の理由でございます。

こういう要因、特に学生・研修生の確保状況ということが強く作用いたしまして、全体としてはA評価ということになりました。

次に、17ページの業務内容の改善、それから19ページのその他の農林水産省令で定める業務内容に関する事項については、いずれもAの評価をいたしました。

業務の質の向上のところで、特に学生・研修生の確保がCという評価がございましたので、B評価というのが1つございましたけれども、総合評価ではAということでございます。農業者大学校のある意味では教育なり教育目標に沿った有為な人材を育てていくという、そういう教育的な機能につきましても基本的には十分な評価が与えられるだろうということでございます。

ご承知のとおり農研機構への移行が決定しておりますけれども、この農業者大学校の教育機能、これが高いレベルで継承、継続されることを強く望んでいる次第でございます。

次に、業務運営に対する主な意見等ということでございます。今も申し上げましたように、農業者大学校は17年度で廃止されるということになりますが、ただ、本校については、平成18年度入学予定者の卒業までは従来の事務及び事業を継続することになっております。17年度につきましては、年度計画に基づき着実に業務を実施していく必要があるという指摘をしております。

以上であります。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ここで、私からこれら4法人の財務諸表について意見を述べたいと思います。お手元の資料4をお開きください。

まず、平成16年度財務諸表の意見を述べるに当たりましては、検討会を平成17年7月12日、13日、15日の3日間、法人の関係役員、職員、一部の法人ですけれども監事と、渡辺専門委員と私が出席して開催されました。

検討結果につきましては、今お手元の資料4のとおりでございます。

まず1ページ目でございます。平成16年度財務諸表に係る意見としては、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、特に国民にわかりやすい情報開示の条件を満たし、開示を通じて法人

が説明責任を十分果たしているかどうかという視点から表明する旨を述べております。前年度と同じでございます。

それから、次の2ページ目、裏でございますね。ここで結論と、それから今後の財務諸表作成に当たっての留意事項、要望も含めて留意事項をここに述べさせていただきます。

それから、3ページ以降が法人別の意見ということで、一番左側には項目を、右側に法人を配置いたしまして、そこに意見を述べているということでございます。

まず最初に、法人別意見について、評価委員の意見とは異なる対応をされたところと、それから本年度新たに私どもの追加した意見を中心にご説明いたします。そして、その法人別の意見が終わりましてから、2ページ目に戻りまして、結論と留意事項を述べさせていただきますと思います。

まず、法人別の意見の1ページ目でございます。ちょっと字が小さくて申しわけないのですが、一番左側の項目で2.財務諸表がございます。このうちの行政サービス実施コスト計算書というのがございますが、ここでは農畜産業振興機構と農林漁業信用基金が、国民1人当たりの行政サービスの実施コストを、会計監査人の見解により注記をしておりません。ただ、ここでは参考までに、算出していない法人も私どもの方で計算をして、一応全部この欄に昨年と同様に1人当たりのコストを算出いたしました。

それから、同じページの財務諸表の会計方針というのがございます。そこで農業者年金基金のところ、文字が埋まっていますけれども、ちょっと小さくて申しわけないのですが、ここではちょっと会計処理的なことで貸倒引当金の計上基準について、破産更生債権等を加えて記載した方がよいとしております。

それから、の注記事項、これは農畜産業振興機構に対して、損益計算書において損失原因について説明をした方がよいとしております。やはりわかりやすくということで、損失の原因を説明した方がよいのではないかとということです。

それから2ページ目、裏になりますか、お聞きください。附属明細書でございます。ここもちょっと字が小さくて申しわけないのですが、農畜産業振興機構に対して(1)で固定資産の取得明細について、その財源との関係を明示するよう検討を求めています。

それから(4) ちょっと下に下がりまして、運営費交付金債務及び収益の明細について、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金に対し、運営費交付金債務の期末残高の主な内訳を記載した方がよいとしております。

それから、次の(5)セグメントでは、ここは共通の意見事項というところです。セグメントと書いたその右隣、部門共通費の費用配分に注記を求めています。このことはセグメントが負担する

費用を適正に算出しているか否かの根拠を明らかにするということを意味しております。これは今年度初めてな文言ですから、これをもとに、これからの財務諸表を作成するに当たっては、この辺を留意していただきたいということでございます。

それから、最後のページのその他でございますが、ここでは財務分析指標について、これは9法人すべてまだ検討段階ということでございまして、ここはまだ固まった体系ができ上がっていないということです。そういうご報告をさせていただきます。

それから、これは減損会計導入への対応、これは独立行政法人も一般民間企業と同様に、この減損会計への導入が予定されておりますので、この部分についても平成17年度から検討していただければということでございます。

これで法人別の意見を終わらせていただきまして、この2ページ目の結論とそれから留意事項のところをご説明させていただきます。

結論としては、農林水産大臣が、各法人の財務諸表を承認することに、私どもとしては異議はないということでございます。なお、以下の点については、今後の財務諸表作成に当たって留意していただきたい点でございます。

まず1番目は、前年度、15年度に述べました意見に対して、全法人とも適切な措置と回答を示されました。その結果については、今ご説明申し上げた法人別意見欄に全部記載しております。

それから2番目、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、第二部で登場しますけれども、家畜改良センターについては、財務諸表への記載について一部、会計監査人との意見相違があり、評価委員の意見とは異なる対応をとられていますが、独立行政法人会計基準の規定とその解釈の上から明らかにされていない部分もあるので、この点は検討課題といたします。

それから3番目、本分科会を構成する法人の平成14年度から3事業年度の財務諸表を検討した結果としての法人別意見と、平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項、これにつきましては、既に各委員のお手元に届いているかと思っておりますけれども、総務省の研究会がまとめました関心事項、この関心事項等を踏まえ、特に各法人に共通している(7)経費等の削減(効率化目標)9)法人のマネジメント等に資する財務情報及び(10)財務内容等のわかりやすい形での開示の促進を中心に各法人は、評価委員が十分に評価できるとともに、国民に対して説明責任を十分果たすことができる仕組み等を平成17年度中に構築するよう努力していただきたい。なお、第1期の5年が終了いたしますので、この最後の年度に当たってこういう努力をしていただきたい。

なお、構築に際しては、各法人共同研究の場を設けることも考慮していただきたい。こういうふうに述べさせていただきました。この3事業年度を検討させていただいた結果、やはり各法人の対

応というのでしょうか、理解度と言っていいのですか、その辺がかなり差がありますので、それならば共同の場を設けて一緒に協力してこれに対処した方がよろしいのではないかというのが、私どもの見解でございます。

なお、補足いたしますけれども、総務省の財務内容等についての評価方法のあり方に関する研究会が、前に述べました関心事項をまとめました。この研究会との意見交流から連携という場に、各府省の独立行政法人評価委員会委員のうち、財務評価にかかわる委員として私が出席しております。第1回目は平成17年6月17日に会が持たれました。そういうのを踏まえてこの関心事項はまとめられていると思いますが、今後とも研究会と各府省の評価委員との意見交換、連携が図られることが予定されております。

以上でございます。

各法人におかれましては、今財務諸表の関係で申し上げましたとおり、来年度以降の作成に当たりましては、これを踏まえていただきますようお願いいたします。

それでは、これで4法人の業務実績の報告と、それから評価の報告と財務諸表の意見が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

それでは、ただいまの各法人の平成16年度業務実績評価及び財務諸表について、ご質問、ご意見等がございましたらどうぞお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 では、プロジェクトチームで何か補足というのがございましたら、どうぞご自由に。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 それでは、特にご質問やご意見がないようですので、各法人の業務実績評価については今回の案で決定するとともに、財務諸表については主務大臣の承認に関し、異存なしとの意見としてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

徳江分科会長代理 それでは、当分科会として、このように決定することといたします。もし何か業務実績等について細かい調整等がございましたら、私にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」という者あり)

徳江分科会長代理 それでは、そのようにさせていただきます。

次は、農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告についてです。

それでは、農林漁業信用基金の長期借入金について、説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 それでは、農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ結果につきましてご報告いたします。

お手元の資料5をごらんいただきたいと思います。

本件は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第6条第1項第1号に係る業務を実施するため、農林漁業金融公庫の無利子貸し付けの原資として寄託する資金を民間金融機関から長期借入金として借り入れするものでございます。

今年度の借り入れにつきましては、競争入札により実施することとし、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条に基づく認可申請に対しまして、評価委員会から異存なしのご意見を受けて、5月9日付で主務大臣の認可をいただいております。

6月3日に入札実施いたしました上期の借り入れにつきましては、寄託額10億円から3月末に繰り上げ償還されました2,800万円を差し引きました9億7,200万円の借り入れの入札を行いまして、借り入れ利率0.320%というほぼ国債並みの低利で借り入れを行うことができました。

下期の借り入れにつきましても、10月下旬に競争入札により実施することとしております。

以上、ご報告いたします。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問、ご意見等がございましたらどうぞお願いいたします。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 特にございませんでしたら、それでは次の議題に移らせていただきます。

次は、農畜産業振興機構業務方法書の変更について、農畜産業振興機構から説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 それでは、資料6に沿ってご説明申し上げます。

1ページからでございますが、農畜産業振興機構は、従来から海外情報収集活動の一環として政府の国際交渉活動等の側面支援を行っておりますが、今後EPA/FTAやWTO交渉の進展、中国貿易の拡大等輸入構造の変化に対応した体制づくりを行う必要がございます。また、輸出促進対策等も課題でございます。

しかし、現状の組織では、この活動を円滑に行う上で限界がありますことから、部長と同格のスタッフ職の創設、これは国際情報審査役というような名称を予定いたしておりますが、さらにこのスタッフ職のもとに若干名のスタッフを配置するというような組織体制の整備・強化を10月1日か

ら発足させたいと考えております。

なお、中期目標におきましては、括弧のところで、「社会情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に対応しつつ、効率的、機動的に業務を推進できるよう、…機能的で効率的な組織体制を整備する。」というご指示がございました。これを受けまして、中期計画におきましては、その2行下のところでございますが、「スタッフ制の拡充、職員の部門間の交流の促進、業務の質や量に対応した組織体制、人員配置の見直しを進める」とされております。

こういった方向に沿って組織の見直しを行うものでございますが、(注)にございますように、16事業年度におきましては、既にW T O・F T A交渉の円滑な推進のために、安部先生からお話がございましたが、 から、チリにおける豚肉生産等の調査、それから のアメリカの砂糖の基本政策の調査、それから では野菜について、F T A交渉対象国等、韓国、タイ、マレーシア等でございますが現地調査、それから は、職員を米国に長期派遣いたしまして、情報の収集、団体等との情報交換等を行っております。

これをさらに今年度以降強化する必要が出ておりまして、2でございますが、スタッフ職の創設等に当たりましては、組織の合理化の観点に十分留意する必要がございますので、このスタッフ職に見合った部長相当職の地方事務所長をこの際削減することとしたいと考えております。地方事務所は、ここは文章がございませんが、全国8カ所に配置されておりまして、輸入される原料の砂糖、生糸から輸入調整金を徴収して国内対策に充てる、振興対策に充てるということで、これは現品の確認等が必要でございますので、各現地に事務所を配置いたしておりますが、この場合大阪事務所、神戸事務所がございまして隣接しておりまして、業務の大幅な質的低下を招くことなく業務を運営することが、現在の交通事情等から可能であると考えられること等から、両事務所を統合する。これは神戸を大阪に統合いたします。神戸事務所を廃止するということでございます。3でございますが、今回の業務方法書の変更は、このような業務のニーズの変化を踏まえまして、事務所の統合・再配置でございますが、独立行政法人としては、2ページのところの1行でございますが、理事長のリーダーシップのもとに組織の再編整備は弾力的に行うこととされておりますとともに、3行目でございますけれども、他の独立行政法人の業務方法書におきまして、出先機関、それから本部の組織もそうでございますけれども、これらについては記載がございませんので、行政ニーズに沿った効率的、弾力的な組織の運営を行う観点から、この際機構の業務方法書から出先機関の規定を削らしていただきたいという申請でございます。

なお、業務方法書の変更に当たりましては、通則法に基づきまして農林水産大臣の認可が必要でございますので、大臣の認可に当たりましては、評価委員会の意見をお聞きすることになっており

ますので、あらかじめ大臣の認可申請の前にご説明するものでございます。

内容といたしましては、4ページをごらんいただきますと、現在の業務方法書では別表とございまして、これは札幌事務所以下、右の下の方に現行でございまして、アンダーラインが引いてあります。名称、位置、業務区域とございます。これらを削らしていただきたい。他の独立行政法人もこういう出先機関の規定はございません。それで、5ページの附則でございまして、業務方法書の変更は、10月1日から施行するというので、これから認可申請を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、組織の効率的な運営につきましては、中期目標で一般管理費の削減目標、それから定員の削減目標がございまして、この目標を十分クリアしながら行政ニーズに沿った機動的、弾力的な組織の運営・配置に努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの農畜産業振興機構の業務方法書の変更について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 それでは、ご意見、ご質問がないようですので、今後、関係機関と調整し、手続が整いましたら、その段階で郵送により諮問、答申の手続を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

徳江分科会長代理 それでは、農畜産業振興機構の業務方法書の変更については、そのように進めることといたします。

それでは、これで第1部を終了いたします。第2部に移ります前に、ここで一旦休憩といたしたいと思います。約10分間ほど休憩を挟みまして、2時30分から再開したいと思っています。よろしくお願いいいたします。

午後2時13分 休憩

午後2時30分 再開

徳江分科会長代理 それでは、農業分科会を再開したいと思います。

第2部では、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター及び家畜改良センター、5法人の議題を対象といたします。

1つ目の議題は、平成16年度業務実績評価及び財務諸表についてです。

第1部と同様に、平成16年度業務実績評価及び財務諸表について、各プロジェクトチームごとに代表者からご報告いただき、私が財務諸表について意見を述べた後に、全体としての議論を行うとの手順を進めたいと思います。

なお、ご報告は、1プロジェクトチーム当たり8分程度でお願いしたいと思います。

それでは、農林水産消費技術センタープロジェクトチームからお願いいたします。どうぞ。

手島委員 農林水産消費技術センターを担当しております手島でございます。

このプロジェクトチームは、7月1日に、担当委員が4名おるのですが、その中で夏目委員と土居専門委員と手島の3名の委員で評価を行いました。

評価の結果といたしましては、お手元の資料の7-1の1ページにまとめてありますけれども、ここに書いてありますように、すべての項目においてAと評価することが適当と認められましたので、大項目及び総合評価についてもAと評価することにいたしました。なお、今回はSの評価に該当する項目はありませんでした。

具体的な内容の主なものを一、二挙げますと、まず10ページから14ページのあたりに書いてあることなのですが、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ということの中で、組織体制の整備ということですが、理事長が、法人に与えられた使命を果たすために定期的な幹部会議などを開催することによりまして、各部署や各担当の仕事の進捗状況の共有化というようなものをしっかりやっている。また、その機会に指示の徹底というようなことも行って、的確な業務運営を行っていたということであります。

また、マネジメントレビューや情勢の変化に応じた組織の見直しを実施したりというようなことも含めて、業務の改善に積極的に努力をしているというようなことが認められましたので、Aの評価といたしました。

次に、少し後の方で81ページから82ページのあたりにあることなのですが、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置という項目があるのですが、この項目は、実は平成15年度まではJAS法に基づく立入検査の報告が遅れたりしたことがありまして、BとかCとかという評価があったことがあるのですが、今回はその後、だいが理事長以下全員の方が努力して進行管理を徹底した結果、業務の改善がかなり進んだというようなことがありまして、この項目はすべてA評価となりました。

また、立入検査と同様に、不正な表示やJASマークの使用などを摘発するための任意調査や、国や県の職員への同行などについても269件、364事業者に対して実施したというようなこともありまして、この辺の積極的な仕事ぶりも評価できるものと考えられております。

最後に今後の留意事項ですけれども、16年度の法人の業務改善に対する努力というものは大いに認められるところでありますけれども、中期目標の達成に向けて、これまでの進捗状況をさらに点検して、さらなる進行管理の徹底などを図る必要があると考えております。

また、食の安全・安心という国民の生活に密接にかかわる業務を中断なく円滑に実施するということが求められておりますこと、また、第162国会において成立した改正JAS法の円滑な施行が求められていることなどを踏まえて、これらの業務を引き続き専門技術的知見を活用し実施していくことが適切と思われますけれども、一方では業務の重点化などによる効率化を図り、国民及び行政のニーズに対応した柔軟な業務運営を行うことが必要であると考えております。

以上です。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、肥飼料検査所プロジェクトチームからお願いいたします。

深見専門委員 肥飼料検査所を担当しております深見です。

それでは、資料7-2の1ページをごらんください。

独立行政法人肥飼料検査所プロジェクトチームは、7月4日に開催をしました。参加者は松本委員、松井専門委員、そして私、深見です。

検査所から提出されました業務実績評価案及び補足資料をもとに、検査所の方々からヒアリングを行いまして、本年6月3日に開催されました独立行政法人評価委員会第16回農業分科会において承された業務実績評価基準に基づいて評価を行いました。

その結果、16事業年度の目標として定められた中項目及び大項目のすべての項目について、Aと評価することが適当と認められましたので、総合評価はAと評価することにしました。

2の具体的な内容になりますけれども、業務運営の効率化に関する事項につきましては、肥料、飼料などの立入検査などの業務に関し、新たな分析手法の導入などにより、例えば肥料の検査にかかわる労働時間当たりの試験点数を、前年対比で0.92%増加させるなど、年度計画に定められた目標が達成されていまして。また、経費の抑制につきましても、年度計画に定められていない緊急要請業務を実施しつつ、対前年比で3.7%と、目標の1%を大幅に上回る経費の抑制がなされておりました。これらを踏まえて評価はAとしました。

第2に、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項についてですけれども、肥料、飼料などの業務に関して検査結果のデータベース化などを進めることによって、国の指示に基づく登録時の調査や立入検査などの業務が、例えば肥料の立入検査では、目標の40営業日に対して平均で38日、飼料の立入検査では、目標の30営業日に対して平均23日以内で農林水産大臣

に報告されております。これらのように年度計画に定められました目標期間内にすべて実施されており、これらの項目はAとしました。また、牛海綿状脳症の発生に伴う対処に関しても適正に実施されていることから、この大項目の評価はAといたしました。

これらの中で、年度計画に定められていない緊急時などの理由による農林水産省からの指示・要請に基づく調査などの業務につきましては、その質及び量の観点からも高く評価できるものであります。

なお、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の小項目の中に2点、S評価に当たるものがありましたので、具体的に説明したいと思います。

その1つは、農林水産大臣の指示のもとでの立入検査の適正な実施が設定されておりますけれども、平成16年度におきましては、カドミウムに汚染された肥料の流入を未然に防止するため、異物混入肥料の輸入に関する緊急立入検査が実施されました。これにつきましては、もしこの肥料が輸入され、施肥された場合に起こる土壌汚染の回復には数千億円が必要と考えられること、また、生産される食品の消費者への安全性への影響、あるいは生産地域への経済的影響の甚大さを考慮いたしました。また、BSE対策の一環として、PCRによる飼料中の動物由来DNAの検出法、これにつきましては牛、豚に続いて魚介類、鶏由来のDNA検出法を確立しました。このことによって、動物由来のたんぱく質全体を統一的に分析可能にすることができました。また、ELISAによる飼料中の動物由来たんぱく質の検出法も確立できました。さらにこれらの分析法につきましては、特許も出願されているということなども考慮いたしました。

以上、カドミウム汚染肥料の緊急立入検査とBSE対策としてのたんぱく質検出法の開発、これらの2点につきましては、社会的な貢献度が非常に高いと判断しましたので、それぞれS評価といたしました。

最後に、今後の業務の適正化を図るために講ずべき措置としましては、国民の最大関心事であります食の安全・安心に対するリスク管理措置の一端を担う機関として、今後ともその機能の一層の強化が求められていると考えられることから、予算、人員の確保等実施体制の充実に努められるよう要望いたします。

以上です。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、農薬検査所プロジェクトチームからお願いいたします。

日和佐委員 農薬検査所の日和佐でございます。プロジェクトチーム全員3名で、7月11日に評価をいたしました。資料は7-3で、1ページをごらんください。

総合的な評価はAといたしましたけれども、一部目標数値に達していない項目と一部B評価の項目がありましたけれども、総じて非常に高い評価であるということの結論でございまして、その理由は、この1ページの1に書いてありますように、緊急性、社会的要請が高い業務に十分対応したということをお勧めいたしまして、総合的にはA評価ということにいたしました。

具体的な評価内容なんですが、3ページをあけていただけますでしょうか。ここが目標数値を達成しなかったところでありまして、3ページの一番右の方、平均検査期間が、目標数値は5.6カ月なんですが、6.0カ月かかっているということでもあります。これには理由がありまして、(注3)のところその理由を詳しく説明してありますのでごらんいただきたいのですけれども、14年度に改正されました農薬取締法において、使用者が遵守すべき農薬の使用基準の設定が盛り込まれまして、遵守すべき基準を定める省令を改正しまして、農薬の表示方法等を改正いたしました。具体的にはその次のページになりますけれども、農薬が含有する有効成分の種類ごとに総使用回数の表示が必須になったということです。

したがって、にありますように、有効成分の種類ごとの総使用回数の表示方法の明確化の検討と同時に、同一有効成分を含有する複数の農薬の総使用回数の整合等について調査・検討を行った結果、どうしてもここで従来とは違う時間を要する検査期間が必要になったということで、目標数値5.6カ月を達成しないで6カ月かかってしまったということでもあります。これは法制度の改正に伴うことということで、Bという評価にはせずAという評価にしております。

それから、1ページに戻っていただきまして、(2)以下が緊急性、社会的要請が高い事項に対応した項目になっておりますけれども、評価表の方では26ページをあけていただけますでしょうか。26ページの右下にありますようにアからイ、その次のウ、エ、この4項目が新しく対応を要請されたものについて積極的に対応した、国の施策に技術的協力をしたという項目であります。アはいわゆるマイナー作物の農薬使用基準に関する技術的な支援。マイナー作物といいますのは、つま野菜のようなものです。オオバだとか、ほんのちょっとした使用量、メインの野菜、キャベツだとか白菜のようにたくさん大量に消費をするものではなくて、お刺身のつまと言いますけれども、つま的に使うようなそういう野菜です。そういうものに使う農薬に関してです。

それから、イはその次のページの方がよくわかるのですけれども、化学物質を一覧表で出すということになりまして、その化学物質に、1,112の化合物について調査をいたしまして、登録農薬の有効成分に該当するものがあるのかなのかということで、182の化合物を国に報告したということです。

それから、ウはポジティブリスト制度に係る技術的な支援。農薬はポジティブリスト制度に変わ

りました残留農薬基準が設定されたものについてのみ使えるというように法律が改正されました。それに対する技術支援です。

それから、工は水産動植物の毒性に係る登録保留基準の改正、これも登録保留基準を改正するというので、それに対する技術的な支援を行った。

これら緊急かつ社会的な要請の高い事項に対して積極的な対応をしたということを高く評価したということです。

それから、Bがついた項目なんですけど、34ページをあけていただきたいと思います。34ページ、職員数なんですけど、72名という見込みであったところを、16年度末では71名ということで、1名欠けていたということです。これは予定をきちんと満たしていなかったということでB評価にいたしました。

以上、目標数値に達していなかった点、B評価の1項目がありますけれども、全体としては国からの要請に応じた的確に対応したということも勘案いたしまして、トータルでA評価ということにいたしました。

以上です。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、種苗管理センタープロジェクトチームからお願いいたします。

井上委員 独立行政法人種苗管理センターの平成16事業年度の評価結果の概要について申し上げます。評価委員の井上です。

資料は7 - 4の1ページをお開きください。平成16事業年度の業務につきましては、順調に行われているということでA評価といたしました。

評価に至った理由を申し上げます。評価の指標として、高橋(英)専門委員、武田専門委員と井上の3名で、7月11日の検討会におきましてあらかじめ定められた評価基準に準拠し、種苗管理センターから提出された自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績内容聴取を行い、さらに7月25日に群馬県の孺恋農場におきまして、現地調査に基づいて評価を行いました。

評価実施の過程ですが、評価の決定に当たりましては、各委員が協議により、小項目から順次SからDまでの5段階評価を行いました。さらに小項目の点数を積み上げ、中項目及び大項目の評価を決定し、最後に総合評価を決定いたしました。

その結果、小項目105項目中S評価4、A評価83、B評価17、評価対象外1項目となりました。中項目では、19項目中S評価1、A評価17、B評価1項目となり、大項目では7項目中A評価5、評価対象外2項目となりました。

以上の結果から、16事業年度の総合評価といたしまして、各業務とも円滑かつ適切に行われており、評価基準が高目に設定された数値目標をほぼクリアしているということは高く評価できたことから、中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断し、A評価といたしました。

評価結果のうち、S評価のことについて特に説明を行いたいと思います。小項目のうち4項目につきましてS評価といたしました。その内訳は、栽培試験関係で3項目及び種苗検査関係で1項目で、その理由について申し上げます。

資料の24ページの「栽培試験対象植物の種類拡大」という項目で、栽培試験が可能な植物の種類につきまして、栽培方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を5種類に拡大し、中期目標の2種類程度を大幅に上回る達成状況となったためにS評価といたしました。

続きまして、28ページの「新規植物の種類別審査基準案の作成件数の拡大」という項目がございすけれども、新規に22種類の植物の審査基準案の作成に着手するとともに、39種類の審査基準案を作成しています。これは目標の14種類以上を大幅に上回る達成状況であり、S評価といたしました。

これに関連しまして29ページに「新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮化」という小項目では、その期間を1年5カ月に短縮し、目標の2年以内を大幅に上回る達成状況となり、これは昨年度の評価結果で示された1年11カ月という作成期間に比べても、さらに短縮されているということからS評価にいたしました。

次に、33ページの種苗検査に係る項目です。「依頼検査における検査項目の拡大」という小項目ですけれども、新たに2種類の病害を追加し、目標の1種類を上回る達成状況となるとともに、その結果、病害検査の件数が、昨年の12件から24件と2倍に拡大されたことからS評価といたしました。

恐れ入ります、22ページに戻っていただき、以上の小項目に係る中項目を取りまとめたところで、「農林水産植物の品種登録に係る栽培試験」について、中項目について説明したいと思います。この中には小項目が全部で12含まれています。業務運営上特に重要な課題である栽培試験対象植物の拡大、新規植物の種類別審査基準案の作成件数の拡大及び審査基準案の作成期間の短縮化の3つの小項目がS評価になったことについてはさきに申し上げたとおりです。さらにほかの9つの小項目でも順調に業務が実施されたことが評価され、1項目のB評価を除きA評価となりました。小項目を積み上げた結果、中項目のA評価の基準を満たしているということ、さらにS評価とした小項目は、栽培試験の質の向上が大きく図られたことを示しています。すなわち数値目標をクリアしているだけでなく、新規植物の種類別審査基準案の作成件数の拡大や審査期間の短縮には特筆されるものがあり、独法化以前に比べ格段に向上しており、国民のニーズに迅速に対応したものとと言えます。

以上のことから、中項目の「農林水産植物の品種登録に係る栽培試験」をS評価といたしました。

次に、47ページをごらんください。中項目1から3の業務に係る技術に関する調査及び研究ではB評価といたしました。これは50ページまで関係するところですが、11小項目ありまして、A評価が5項目、B評価が6項目となったことによります。その理由としまして、調査研究では論文や報告数が少ないことや、実用化までの達成度合いなどがやや低かった点が挙げられます。このような調査研究では、対象となる作物によっては単年度では成果が出にくいなどの理由もありますが、より努力を促すためにこの評価といたしました。

以上のように、16年度事業実績の評価では、高く評価するものはS評価とし、より改善が望まれるものはB評価とメリハリをつけたものといたしました。

さて、資料の1ページの概要のその他特筆すべき点についてピックアップして述べることにいたします。

業務運営に関する主な意見といたしまして、「1番目の大項目である業務運営の効率化に関する項目」ですが、理事長のリーダーシップのもと、特に にありますように、栽培試験対象植物の農場別集約化や植物遺伝資源配置の適正化に踏み切ったことは、業務の効率化につながり、非常に高く評価されます。

次に、「2番目の大項目、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する項目」ですが、2ページの 種苗生産業務で、自然災害に向けた防風柵などの対策に着手したことは好ましい姿勢であり評価しております。しかし、ご存じのように、16年度はたび重なる大型台風が我が国を直撃いたしました。このため、種苗生産の現場でも甚大な被害を受け、一部の農場では申請数量を充足できないことがございました。自然災害を克服するための体制構築に向けてさらなる努力を期待したいとしております。

次に、5番目の項目、重要な財産の処分等に関する計画の大項目です。これは前年度に引き続きまして、西日本農場の施設の整備等が適切に行われていることが特筆されます。また、北海道中央農場の一部の敷地を自転車専用道路といたしまして、北海道の北広島市からの用地買収の申し入れを受けたことに対し、不動産評価に基づいた適正価格で譲渡する等順調に進められました。

以上で報告を終わります。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

次に、家畜改良センタープロジェクトチームからお願いいたします。

向井委員 それでは、家畜改良センターPTを担当しております向井から報告させていただきます。

家畜改良センターPTでは、事前の評価作業としまして、萬野、菊池、高橋、それに私4名の委

員が、個別にセンターから提出されました資料の予備的評価を行いまして、評価等に必要な疑問点の洗い出しを事前に行いました。

その疑問点等について、6月21日に法人から詳細な事業報告の説明を受けまして協議を行い、各項目について評価基準に定める指標に照らして評価案を決定し、最終的に評価結果の概要を作成いたしました。

お手元の資料7-5、独立行政法人家畜改良センターの平成16事業年度の評価結果の概要についてをごらんください。

まず総合評価の結果でございますが、中期目標の達成に向けた計画の着実な実施が継続されていると認められましたことからA評価といたしました。

年度計画に即して設定しました評価基準に照らして、S評価が3項目及びA評価が120項目となりました。この結果、大項目につきましてはすべてがA評価といたしました。

特に乳用牛につきましては、米国等からの牛の生体輸入がBSE発生により停止されたことから、種畜の大部分を海外に依存しております民間の人工授精事業体における候補種雄牛の確保が著しく困難となったため、センター所有の雄子牛をこれらの人工授精事業体へ配布することによりまして、全国規模の後代検定に必要な候補種雄牛185頭が確保できまして、乳用牛の改良増殖の進展速度をゆるめずに済んだことは、まさに独法ならではの対応であり、高く評価いたしました。

豚につきましては、系統造成中でありますデュロック種の雄型系統を中期目標よりも1年早く完成させまして、系統豚「ユメサクラ」として認定を受けております。このことは、造成に要する経費を大幅に節減したばかりではなく、当該系統豚は極めて高い発育能力、肉質を有するものであり、今後この系統豚を早期に配布することによりまして、我が国全体の養豚の生産性向上に貢献できるものと高く評価しております。

さらに、調査研究のうち乳用牛の遺伝子育種技術について、乳房炎の感受性/抵抗性に関与する遺伝子につきましては、その機能を詳細に解明しており、この遺伝子型を特定するための検査方法について特許出願申請を行うに至っており、これも高く評価いたしました。

これら3実績については、いずれも計画を大きく上回り、すぐれた成果が得られたものとしてS評価に値すると判断いたしました。

以上の特筆すべき事項に加えまして、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上における着実な公共サービスの実施等を総合的に評価いたしまして、家畜改良センターPTでの総合評価はA評価が適当であると判断いたしました。

次に、業務運営に対する主な意見等について、特筆すべき事項等を各大項目ごとにまとめました。

業務運営の効率化に関する事項としましては、種畜等生産物の生産コストの把握・分析について、具体的なコスト試算方法を検討しておりまして、平成16年度は比較的生産過程が単純な飼料作物種苗の試算を行い、生産コストの要因分析及びコスト低減に向けた具体的対応策の検討に取り組んでおります。平成17年度以降には、種畜の生産コストについても試算に取り組むこととしており、引き続き確実な取り組みを期待しております。

また、業務効率化の方策として、業務の外部化について、一部の遠隔圃場における飼料生産業務を地元コントラクター組織に委託することを検討し、平成17年度当初から実施できるよう契約の締結を行っております。これは可能なものから順次業務の外部化に取り組んでいるものとして評価いたしました。

国民に対して提供するサービスといたしまして、乳用牛の改良につきましては、国内の種畜の遺伝的能力評価に加えまして、平成15年度に加盟いたしました種雄牛の国際評価機関「インターブル」における評価が、より信頼性の高い評価を行うための評価手法の改善を行いつつ、確実に行われております。

肉用牛の改良につきましては、後代検定事業の推進のほか、受精卵分割や体外受精等の技術を活用した新育種手法の開発、遺伝的多様性に配慮した育種資源の確保等に取り組んでおります。

豚の改良につきましては、種豚の遺伝的能力評価とその利用体制の構築に取り組んでおりますが、これは米国でしかできていないことであり、着実な進展を期待したいと思っております。

食の安全・安心の確保に資する「牛トレーサビリティ法」に基づく事務については、予算及び人員の重点投入を行い、生産履歴の検索の増加等に適切に対応するとともに、BSE発生時の緊急検索を3時間以内で行うなど、確実に実施されております。

なお、家畜改良センターで行われております牛トレーサビリティ業務の信頼性を高めるためには、投入するコストは極めて大きく、生産者や一般の方々から十分な理解と協力が得られるよう、さらに工夫してPRに努める必要があるかと思っております。

飼料作物種苗の検査につきましては、OEC D種子制度に基づく検査において、検査の通知までに要する日数の短縮が一層図られております。既に中期目標を達成しておりますので、引き続きこの水準を維持できるよう努めることをお願いしたいと思います。

調査研究のうち形質評価手法につきましては、脂肪酸の不飽和度、融点等食味に影響を及ぼすと見られる項目が種畜の選抜指標としての利用が期待できることから、評価システムの確立に向けた一層の取り組みが必要であろうと考えております。

また、平成17年度は中期目標期間の最終年度に当たることから、これまでの業務の実績を中期目

標・中期計画に照らし、経年的に検証が行われるようにする必要があろうと思っております。

予算、収支計画としましては、自己収入の増額、効率的な運営による経費の抑制に取り組む姿勢が向え、経費の節減に努める一方、理事長のトップマネジメントによりまして業務の効率化・低コスト化に向けた職員の取り組みを引き出すインセンティブ予算措置、重点業務の成果拡大のための予算措置を行うなど、効率的な資金活用が図られておりました。

剰余金の使途としましては、平成13年度及び14年度の利益で積み立てた目的積立金の一部を活用しまして、草地整備用の用地を取得したことにつきましては、今後の業務成果の拡大に資する飼料の増産を図るための措置であり、適正な執行であったと評価いたしました。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項としまして、牛の個体識別業務を担当する部署について、業務の重要性から定員以上の職員を配置するとともに、牛の出生・異動等の届け出を行う生産者等に配慮した勤務時間のスライド制を導入したことは、独法らしい取り組みであると認められました。

このように各項目の評価概要をまとめ、報告するとともに、初めに述べましたように概要ペーパーの上に示したとおり、総合評価についてはA評価といたしました。

以上であります。

徳江分科会長代理 どうもありがとうございました。

ここで、私からこれら5法人の財務諸表について意見を述べたいと思います。

平成16年度財務諸表検討会が平成17年7月12日、13日、15日の3日間、法人の関係役員、職員、一部の法人ですけれども監事、そして渡辺雅子専門委員と私が出席して開催されました。

検討結果につきましては、お手元に配付してあります資料4のとおりでございます。

まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。平成16年度財務諸表に係る意見。独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、特に国民にわかりやすい情報開示の条件を満たし、開示を通じて法人が説明責任を十分果たしているかどうかという視点から表明する旨を述べております。前年度と同じでございます。

2ページ目は結論と、今後の財務諸表作成に当たっての留意事項を記載しております。

それから、3ページ目以降は、法人別意見について、評価委員の意見とは異なる対応をとられた項目、本年度新たに追加した意見を中心にご説明申し上げます。そしてすべての法人の説明が終了しましたところで、2ページ目に戻りまして、結論、留意事項を申し上げたいと思います。

それでは法人別意見、ページは3ページでございますが、財務諸表、左側に項目がございまして、右側に各法人が並べてあります。各四角のところに意見等が入っております。1ページ目、3ペー

ジですけれども、2の財務諸表、行政サービス実施コスト計算書では、種苗管理センター、家畜改良センターが、国民1人当たりの行政サービス実施コストを注記しておりません。注記していませんけれども、一応参考までに注記していない法人につきまして私どもの方で計算して、すべての法人について、参考までに前年と同様にここに記載させていただきました。

それから同じ財務諸表、会計方針ですね。会計方針、農林水産消費技術センターについて、300万円未満のファイナンスリース取引の注記も記載した方がよいとし、種苗管理センターについては、棚卸資産の評価基準及び評価方法の修正を求めています。それから、肥飼料検査所については、減価償却の耐用年数を記載した方がよいとしています。特に会計に絡む問題でございます。

それから6番、の注記事項でございます。種苗管理センター、家畜改良センター、そして農薬検査所について、損益計算書上表示されている臨時損失、臨時利益の内容を説明した方がよいとしております。

それから2ページ目、通算ページで4ページ。これはの附属明細書、一番左側の附属明細書では、(1)固定資産の取得明細について、その財源の関係を明示するよう検討することを求めています。種苗管理センター、家畜改良センターは別途資料を作成し、そこに記載しており、肥飼料検査所は附属明細書に記載されておりますけれども、若干補充する必要があるのではないかとこの意見でございます。

それから(4)運営費交付金債務及び収益の明細について、種苗管理センターは別途資料で説明しており、家畜改良センターは、会計監査人の見解により附属明細書に記載されております。

それから、(5)のセグメントです。セグメントでは部門共通費の費用配分基準の注記を求めています。このことはセグメントが負担する費用を適正に算出しているか否かの根拠を明らかにすることを意味しております。

次に3ページ目、通算で5ページでございますが、大きな4のその他。国庫に入る簿外の手数料収入についてということで、これは肥飼料検査所と農薬検査所、これは昨年もここで意見として述べましたけれども、国庫に係る簿外の手数料収入について、簿外として処理は継続しております。会計処理としては簿外として継続しておりますけれども、肥飼料検査所は附属明細書(15)最後のところですが(15)に記載し、開示されておりました。つまり附属明細書の注記事項で、ここで開示されていたということでございます。会計処理としてはまだ簿外が継続している。農薬検査所の方もそうでございますが、農薬検査所の方はこの注記事項がなかったということで、注記を入れていただきたいということでございます。

それからあと、その他の財務分析指標について、この件につきましては、まだ9法人すべて体

系ができ上がっていないということでございますので、これは今後引き続きとしての課題になります。

それから です。減損会計導入への対応ということで、減損会計の導入は、これは独立行政法人も予定されておりますので、これは平成17年度から検討する必要があるのではないかとということで、ここに記載させていただきました。

次に2ページにお戻りいただきたいと思います。2ページ目にお戻りいただきまして、結論と、それから留意事項でございます。結論として、検討会の結論としては、農林水産大臣が各法人の財務諸表を承認することに異議はございません。なお、以下の点については、今後の財務諸表作成に当たって留意していただきたいということを申し上げております。

1番目、前年度、平成15年度に述べました意見に対して、全法人とも適切な措置、回答を示されました。その結果については、先ほどご説明申し上げました法人別意見にすべて記載いたしました。

それから2番目、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金並びに家畜改良センターについては、財務諸表への記載について一部、会計監査人との意見相違があり、評価委員の意見とは異なる対応をとられておりますが、独立行政法人会計基準の規定とその解釈の上から明らかにされていない部分もあるので、この点は検討課題といたしました。

3、本分科会を構成する法人の平成14年度から3事業年度の財務諸表を検討した結果としての法人別意見と、平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項、これは既に委員の方々にはお配りしてあるかと思っておりますけれども、総務省の研究会がまとめたものでございますが、この関心事項等を踏まえ、特に各法人に共通している(7)経費等の削減(効率化目標)(9)法人のマネジメント等に資する財務情報及び(10)財務内容等のわかりやすい形での開示の促進を中心に、各法人は評価委員が十分に評価できるとともに、国民に対し説明責任を十分果たすことができる仕組み等を、平成17年度中に構築するよう努力していただきたい。

なお、構築に際しては、各法人共同研究の場を設けることも考慮していただきたい。第1期中期目標も最終年度に入りましたものですから、この年度中にこの辺をまとめていただきたいという意見でございます。

それからなお、私は総務省の財務内容等について、評価方法のあり方に関する研究会との意見交換の場に、各府省独立行政法人評価委員会委員のうち財務評価にかかわる委員として出席しております。第1回目は平成17年6月17日に開催され、今後とも研究会と各府省評価委員との意見交換、連携が図られることが予定されております。

私からは以上でございます。

各法人におかれましては、来年度の財務諸表の作成に当たり、これを踏まえていただきますようお願いいたします。

それでは、次に、質疑応答に入ります。ただいまの各法人の平成16年度業務実績評価及び財務諸表について、ご質問、ご意見等がございましたらどうぞお願いいたします。どうぞ。

武田専門委員 今回の財務諸表の検討会の報告について、最後に述べられました関心事の多いところですね。これの(7)(9)(10)ですか。これは大変重要なことなので、取り上げること自体は結構なことだと思うのですが、ちょっとお尋ねしたいところは、去年の15年度の財務諸表のときにも疑問が出されたかと思うのですが、非常に関心があって、かつ、わかりにくいところは、3ページの2の財務諸表の行政サービス実施コスト計算書というところの項目で、1人当たりの行政サービス実施コストというのがありますね、それからもう一つは、セグメント情報、5ページの4のですね、この2項目は大変興味があるのですが、かつ、ちょっとわかりにくいということなんです。

それで具体的に申しますと、セグメント情報に関しては、各法人の性格が異なりますので、共通の何かというのは大変難しいと思いますから、各法人別にセグメント情報が何かを訴えているといえますか、表現している、という形のものを出してもらえばいいのですが、それが何かというのが一つ問題だと思うのですね。どのような形で表現すると最もよくその法人の性格をあらわしているかという部分、そこのところはまだ明確でないと思います。

もう一つは、国民1人当たりの行政サービスのコストの問題ですが、これは非常に数値にばらつきがあって、この数字を比較すれば何かがわかるのかといたら、わからないと思うのですね。ですから、こういう行政サービス実施コストというのは重要なことだと思いますが、どういう部分をコストとしてあらわせば、その各法人の横並びの性格を比較することができるかといったところがつかめないのですね。それはどうしたらいいのかという問題があると思うのですけれども。

徳江分科会長代理 今のご意見、ご指摘は、昨年ご指摘、ご意見として示していただきましたがこの辺につきましては一応まだ明快な答えがないということで、これはむしろこの留意事項の3番目のところで検討しようというような提案をさせていただいております。

セグメント情報につきましては、今現在、財務諸表に記載されておりますセグメント情報として、一応中期目標・中期計画の中で実行される業務とほぼ連動しているような形でセグメント情報は掲載されておりますけれども、ただセグメントができないという、そういう法人もありますので、この辺も含めて検討の余地があるではないかと思えます。

それから、この業務実績と、それからやはり財務情報とのつながりがはっきりしないという部分

がありますので、ここも明らかにしていきたい。セグメント情報とそれから会計情報とをつなげなければいけないのじゃないかということで、例えば企業ではちゃんと利益というのが出ますから、地域別とか製品別というそういう形で表示される場合には、利益が幾らと出るのですけれども、独立行政法人は企業と違いまして利益という形で出ないというところで、どういうふうな評価をしようかなということで、先ほどのご説明からは省略させていただきましたけれども、内容はこの3番のところで検討しようじゃないかということでございます。

それから、国民1人当たりのコストの問題も大変なばらつきがあります。私個人としてはこのコストと、それからあともう一つ資産、かなり土地やそれから建物を持っているところと、ないところがありますので、今出しているのはフローからとらえた1人当たりのコスト。それから、もう一つはストックですね。手持ちの資産がどうかという、この辺を考えないといけないのではないかなというようなところで、これも3のところで検討課題にさせていただきまして、本日は明快なお答えができないということでご了承いただきたいと、以上でございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 それでは、当分科会としましては、この各法人の業務実績評価については今回の案で決定するとともに、財務諸表については、現在、今ご意見等ありましたけれども、一応財務諸表については、主務大臣の承認に関し異存なしとの意見としてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

徳江分科会長代理 それでは、当分科会としてこのように決定することといたします。なお、業務実績評価については、もし細かい文言の調整等がありましたら、私の方にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という者あり)

徳江分科会長代理 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてです。

まず初めに、文書課より、見直しに係るスケジュールについてご説明していただいた後、私の方から8月2日の評価委員会における見直しに係る議論の概要を報告いたします。その後、各資料の説明をいただいた上で意見交換を行うという手順を進めてまいりたいと思います。

それでは、文書課よりスケジュールの説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 それでは、私の方からスケジュールの説明をさせていただきたいと思います。資料8-6です。

今後の独法見直し及び農業分科会等スケジュール(案)、前回8月23日のときにも同様に説明させていただきました。新しい情報はございません。そのままのものでございますが、きょうは8月末、見直し素案の総務省等への提出とございます、ここから先の流れということで、若干ちょっと説明させていただきたいと思っております。

まず左側の農業分科会等の8月末の見直し素案の総務省等へ提出すると、そこからでございますが、右側の方に矢印の方が行かまして、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会であるとか有識者会議、これらでヒアリングを行うことになるのですが、今のところ予定として決まっているのが、総務省の政・独委における各省ヒアリングが、7日から9日にかけてでございます。農林水産省に対するものが9日ということで予定されておりまして、先ほどの見直し素案、この内容を前提にヒアリングがここで行われるということになります。

その後、具体的な予定は決まっていらないのですが、総務省の政・独委、これは通則法に基づく委員会、あと有識者会議。これは行革本部決定に基づいた組織ということになりますが、これらにおけるヒアリングが行われます。これらのヒアリングを経まして、11月中旬予定ということで勧告の方向性を総務省政・独委の方から出されるという予定になっているということでございます。

その勧告の方向性を踏まえて、省としての見直し案というものを作成しまして、これは昨年も同様なんです、通則法の第35条第2項に基づく意見聴取を、独法評価委員会の方から意見聴取を行うという手続を経まして、行革本部の議を経て、省としての見直し内容を決定するという流れになっております。ここで年末までに決められるということになります。

その決まった内容、見直しの内容に基づいて、次期中期目標・中期計画を作成することになります。これについて議決権が分科会の方におりておりますので、分科会から意見聴取を行うと、このような流れになっているということでございます。

以上でございます。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

ここで、私の方から8月2日の評価委員会における議論の概要を報告いたします。

8月2日に開催されました第8回独法評価委員会において、次のような意見がありましたのでご紹介いたします。

まず、職員の身分についてですが、今回見直しを行う5法人については、行政処分の前提や公権力の行使を伴う業務等を行う法人であるものの、各法人における公権力の行使の具体的内容という観点からの検討がもう少し必要ではないかという意見が出ました。

一方、独法という制度ができてわずか数年であり、制度が国民に十分には浸透していない現段階

においては、公権力を行使する者は公務員型で行うべきという意見がありました。

このほかに肥飼料検査所と農薬検査所の統合については、統合すべきではないという理由をより具体的に示すべきとの意見、各法人の地方組織については、地方組織の配置理由をより具体的に示すべきとの意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、本日は、事務局から改めて考え方をご説明いただくことといたします。

それでは、まず文書課長より、職員の身分に関してご説明いただきたいと思います。

文書課長 見直し当初案の考え方につきましては、前回の農業分科会でお示しいたしたものと基本的には変わっておりません。しかしながら、職員の身分につきましては、ただいまご紹介がありましたように、前回の農業分科会及び評価委員会におきまして、各法人における公権力行使の具体的内容という観点からの検討が必要ではないかというご意見をいただきましたので、これについてご説明をいたします。

当方といたしましては、今回見直し対象となった独法の業務は、国が行政処分を行うに当たり、国と一体となってその前提となる検査や調査を行うものであることから、本来国の責任で行うべき業務であると考えております。

一方、独法制度が国民に十分に浸透していない現段階において、公務員の身分を有している現在においても、立入検査等に当たって、被検者の協力を得られにくいという事態が実際に発生しております。

このような中で、職員の身分を非公務員化した場合、被検者の理解、納得が得られず、円滑な業務の執行に支障が出る可能性があり、その場合、食の安全・安心や安定供給の確保ができなくなるおそれがあると考えられます。

各法人ごとにどうかということにつきましては、見直し当初案整理表の中に、それぞれ具体的内容を記述しております。それぞれについて見ますと、まず農林水産消費技術センターにつきましては、整理表の8ページでございますけれども、消費者の関心が高く、社会問題となり得る偽装表示を摘発するための立入検査等の強制力を伴う業務、大規模な食品事故が発生した場合などの緊急時において、農林水産大臣からの要請への対応などの業務を行うこととされており、証拠隠滅などのおそれがあることや、国民の健康・安全にかかわるものであることから、迅速かつ中断なく実施する必要があるほか、立入検査等の実施に際しては被検者に大きな影響を与えるといった特徴があります。

次に、肥飼料検査所につきましては、BSEの原因と言われる異常プリオンなどの有害物質を含

む製品を発見するため、整理表8ページにありますとおり、製造現場への強制的な立入検査、製品の収去、収去品の分析等を行っております。

これらの業務は、B S Eのまん延防止をはじめ、有害物質の混入した肥飼料の生産流通を防止するなど、国の責務である国民の健康及び食の安全・安心の確保に必要な不可欠であるといった特徴があります。

さらに飼料添加物につきましては、O E C D加盟国間における試験施設の査察に関しまして、他国でも国家公務員の身分を持つ機関が実施しており、我が国においても同様の身分で行うことにより、国際的な信頼性を確保する必要があります。

農薬検査所につきましては、整理表の4ページにあるとおり、農薬の安全性を確保することを目的とした農薬登録という行政処分の前提となるものであるとともに、農薬に起因した国民の健康等に直接かかわる被害が発生した場合には、農薬の製造者等に立入検査を行うことになっております。農薬は毒性が強く、環境への影響や国民の健康に危害を及ぼす可能性があることから、これらの業務は、国の責務である国民の健康及び食の安全・安心の確保に必要な不可欠であります。

さらに、O E C D加盟国間における試験施設の査察については、他国でも国家公務員の身分を持つ機関が実施しており、我が国においても同様な身分で行うことにより、国際的な信頼性を確保する必要があります。

種苗管理センターにつきましては、整理表の16ページにありますとおり、栽培試験は、いわば植物の特許とも言うべき知的財産権である育成者権を国が新品種の育成者に付与するため、登録要件を満たすか否かの判断を行う審査として、国際条約及び種苗法に基づき出願品種の特性を調査するものであり、知的財産権については、平成14年に制定された知的財産基本法のもと、その保護の強化が重要な国家戦略となっております。

また、種苗法に基づく指定種苗の集取・検査やカルタヘナ法に基づく立入検査は、種苗の品種名や農薬使用の表示義務や、遺伝子組み換え生物の使用規制を担保するため、国による違反種苗の販売禁止命令等の行政処分の前提として、被検者が拒否できない強制的な検査を行うものであることから、いずれも国の責務である食料の安定供給や食の安全・安心の確保に必要な不可欠であるという特徴がございます。

それから、家畜改良センターですけれども、センターが行っている業務につきましては、整理表の10ページにありますとおり、種畜検査は牛、豚、馬の雄による伝染性疾患及び遺伝性疾患の伝播を防止するため、検査に合格した種畜以外は、営利目的で利用することを制限するものであり、その処分は行政不服審査法による不服申し立てを行うことができないものであります。

また、牛個体識別台帳の管理等は、記録の正確性を確保するため、これまでに登録された約1,000万頭にも及ぶ記録や個人情報について、職権による記録、修正、届け出の催促等を国と一体となって行うものであります。

さらに、11ページに移りまして、種苗法に基づく指定種苗の集取・検査やカルタヘナ法に基づく立入検査等は、種苗の品種名や農薬使用の表示義務や、遺伝子組み換え生物の使用規制を担保するため、国による違反種苗の販売禁止命令等の行政処分を前提として、被検者が拒否できない強制的な検査であることから、いずれも食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、国が責任を持って実施する必要があるといった特徴があります。

以上のようなことから、これら5法人の業務の特徴を踏まえると、現時点においては職員の身分は公務員である必要があると考えられます。

以上でございます。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

それでは次に、前回の農業分科会及び評価委員会において、肥飼料検査所と農薬検査所の統合について、統合すべきではないという理由をより具体的に示すべきとの意見がありました件について、農産安全管理課長より説明をお願いいたします。

農産安全管理課長 農産安全管理課長の嘉多山でございます。

資料8-7をごらんいただければと思います。ある一定の前提を置きまして、どのようなコストの削減がある一方、どのようなデメリットがあるのかというようなことを整理をしたということでございます。

最初に、一番左側の上のところでございます。これはご承知のように現行の体制ということでございますが、肥飼料検査所の本部、農薬検査所ともに理事長1、理事1、非常勤の監事が2名ということになっております。それに加えて、管理部門の職員が肥飼料検査所だと17人、検査部門は肥飼料検査所で47人という体制でございます。一方、農薬検査所は管理部門が9人、検査部門は63人という非常に小ぢんまりした組織ということでございます。

所在地はここに書いてございますとおり、さいたま市と小平市ということで、移動には1時間半ぐらいの時間がかかるというようなことでございます。

それから、役職員として書いてございますけれども、肥飼料検査所は、当然ながら肥飼料の検査なり分析といったことについての専門の方が役職員で必要であるということでございますし、農薬検査所の場合は、農薬の有効性なり安全性評価の専門家ということが書いてございます。

それから、経常費用でございますが、両法人合わせますと約26億円というのが年間の費用という

こととございます。

職員数も149名と72名とございますので、合わせましても220名程度の組織というような形になるかと思えます。

前回もご説明をいたしましたけれども、それぞれ、農薬は純粋な化学物質でありますし、肥飼料は、さまざまなものがまざっているという中から有害なものを見つけ出すというような検査をしておるということで、それぞれ専門性も異なっておりますし、施設も離れているということで、なかなか統合しても難しいということとございますが、検査職員なり施設の融通はできないということであっても、管理部門の合併なりでの合理化というようなものができるのではないかとのご指摘もございましたので、そのような形を想定して試算をしてみたというものでございます。

その下の矢印の下に示してございますのは、統合後の体制ということとございます。これにつきましても、さまざまパターンはあるわけとございますけれども、200人をちょっと超える程度の組織ということで考えますと、理事長1、理事1という組織体制ということになるということとございます。それから管理部門は、この試算の前提を、とりあえず肥飼料検査所の方が人数が多いものですから本部ということで置いてありますので、肥飼料検査所の方は変わりませんが、農薬検査所については、他の法人の地方の事務所なりの中で50名程度のところということになると、大体管理部門の職員としては6人ぐらいということとございますので、現在の9人を6人に減少できるのではないかとということで、こういう形で想定をしておるということとございます。

現行の体制の中とございますけれども、理事長のお仕事ということでいきますと、肥飼料あるいは農薬というのに関しまして、検査技術だけではなくて、それぞれ肥飼料、農薬というものについて広く高度な知見を有しておられるという専門家に理事長をお願いをしておるということとございまして、今後の検査技術のあり方とか、検査が適切にできているのかといった判断をしていただく。あるいは、職員の技術伝達といったことで、技術的側面に係る業務を精力的にこなしていただいているわけとございますし、当然理事長とございますので、関係の業界、学会との意見交換あるいは私ども農水省へ専門家としての技術的なことも含めまして意見具申をいただくなり、基本的な方針をご相談をさせていただくというような業務をお願いをしておるということとございますし、一方、理事の方はどちらかといいますと、行政経験の長い方が多いということで、行政経験を生かして人事とか予算ですとか、教育研修といった方針を策定していただくとか、あるいは私どもとの詳細な連絡調整をしていくということで、全体として組織を動かすというマネジメントを担当するというところで進めているわけとございますけれども、その理事長1、理事1ということで、2法人合わせて4人でやっていただいている仕事を、統合後は理事長1人、理事1人という体制で進めていかな

ければいけないということに実際にはなるということではなかろうかというふうに試算をしているわけでございます。

これによって生じるメリットということでございますけれども、当然理事長、理事、それから管理部門の9人の部分、それから監事の2人という、これは非常勤ですが、これが減るということになりますので、役員・職員の人件費として7,700万ほどの人件費が不必要になるということでございます。

ちょっとデメリットのところで申しわけないのですが、デメリットの方は、薬検の方に6人ほど管理部門の一般職員を残すということで、その人件費の部分で、必要になるというのが三千五、六百万程度。それに両者の間の旅費、運送費、通信費といった雑費でございますが、それが200万ほどということで、合わせまして3,700万程度のコストが必要になるということで、差し引きで見ますと両法人、先ほど申しましたが総経費年間26億円というものに対しまして、4,000万程度コストが下がるのではないかなというふうな試算になるわけでございます。

なお、両法人の経常経費でございますが、平成13年度独立行政法人移行当初の経費は28億5,000万という程度でございましたが、17年度は26億という形で、5年間の間で2億ほど削減をされているというのが今までの動きということでございます。

こういってございまして、理事長と理事に何をやっていただくのかということにつきましても、それにはさまざまなパターンが考えられるわけでございます。ただ、私どもといたしましては、食品の安全性に対する国民の関心がますます高くなっているという中で、検査技術を低下させるということは絶対に避けなければいけないということで考えてまいりますと、やはり高度な識見を有する方に理事長、理事をお願いをし、組織全体が大きい肥飼料検査所に理事長が在籍をいただくということになれば、農薬部門にそういう高度な専門性を有しておられる理事を充てるということになるのではないかなということで、こういって置いてあるわけでございます。

こうなったときの問題点ということになりますが、要するに前に比べて検査の質が低下しないのかどうかということでございます。先ほど申しましたように、食品の安全性を確保するという観点では、検査の質が低下するというのが一番困るということになるわけでございますので、そういう観点で何が困るのかということを考えてわけでございます。

当然ながら理事長は、現在でも技術的側面にかかわる業務、対外折衝業務ということを精力的にこなしていただいているわけでございますし、その上でさらに現在肥飼料、農薬検査所の理事2人の方が行っている組織マネジメントの業務ということも担当していかねばいけないということになります。

また一方、専門性がかなり違っておりますので、農薬部門担当の理事も、最低週に1回程度はやはり理事長とさいたま市に出向いてきちんと打ち合わせをしていただく、綿密に打ち合わせをしていただくということでない、なかなか通常の技術的な側面での対応もできないのではないかとということになるわけですが、往復をするだけでも3時間の時間がかかってしまうということで、その間、農薬部門は理事なりがないという状況になるわけでございます。

さらに先ほど申しましたように、現在でも多忙な理事長に、さらに相当の業務が集中するということになりますので、やはり専門外で余りご経験がない組織のマネジメントというのがおそれられるおそれがあるのではないかとございまして、その場合には技術面できちんとした水準を保ったとしても、適材適所という人事配置ができないとか、予算の確保が適切にできないといったことがございまして、組織として動けないということになると、技術的には強化したとしても、結局検査の質としては落ちてしまうのではないかとございまして、私どもとしてはあるわけでございます。

まして緊急に検査を行うというような事態が生じたときに、緊急な検査を指揮しながら、私どもと密接に連絡をとっていただいて、どういう人をどこに派遣をするのか、予算の部分の確保、配分をどうするのか、ここも現状の中で大幅にこれを組み替えなければいけないといった業務をこなしていただくというのは、相当にハードな仕事ということでございまして、非常に難しいのではなかろうかというふうに考えている次第でございます。

さらに例えばということでございまして、農薬につきまして、平成14年にございましたような無登録農薬を広範に使っているというような事態が生じ、緊急検査などの対応が必要になったということをお考えすると、これに的確に対応することになりますと、理事長はやはり農薬については農薬担当理事と綿密に打ち合わせをした上で連絡、調整、指示をするということをしなければいけませんし、決断もしていただかなきゃいけないということになるわけでございますが、先ほど申しましたように、さいたまから小平まで1時間半かけて行っていただく、さらには緊急事態が継続している間は、理事長はどうしても小平に在席をして、農薬担当の理事と顔を合わせて綿密な打ち合わせをしながら進めていかないといけないということになるだろうということになるわけでございますが、肥飼料部門に関してその間、業務がおそれられるようになってしまうというおそれもあるというようなことを心配しておるということでございまして。

こういってございまして、両法人を統合しますと、管理部門の効率化ということで、総経費自体は両方の経常費用の1%強の削減ということが見込まれるわけでございますが、その一方で、両法人の重要な任務である肥飼料、農薬に関する検査の質の低下というおそれがあるわけござい

ます。このような検査の質の低下というものが、食品の安全性という国民の健康に重大な影響を及ぼすことになるというものについて影響が低下してしまうということになりますので、そういう中で両法人の統合というリスクを犯すことは、私どもとしては適切ではないというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

それでは次に、地方事務所の具体的な配置理由について、文書課長よりお願いいたします。

文書課長 地方組織の設置について、配置理由をより具体的に示すべきとの意見がございました。本日お手元に資料 8 - 8 ということで、地方事務所の配置についてということで資料をお配りしておりますので、これを参照いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

農林水産消費技術センターでございますが、その業務は全国各地に存在する食品製造事業者等に対する立入検査など、現地での対応が不可欠であります。このため、現地へのアクセスの利便性等の観点から、ブロック機関として地域センターを設置することにより業務の迅速性を維持しているところであります。例えば岡山センターを神戸センターに統合した場合には、神戸からの移動時間が5時間以上を要し、緊急時における迅速な対応が困難となる地域が生じることとなります。

また、これまで業務内容の変化や各センター間のバランス等を踏まえ、随時必要な見直しを行ってきたところであります。仮に地域センターを統合した場合、迅速性、効率性が大きく損なわれる地域が生じ、その結果、不正な食品表示等の取り締まりにも支障を生ずることとなりますので、現在の1本部7地域センター体制が適当だと考えております。

それから次に、肥飼料検査所でございます。肥飼料の製造業者は、その原材料の多くを輸入に依存していることから、主要な輸入港が所在する県及びその隣接県内に製造事業場の約8割が立地しております。これらの製造業者に迅速に立入検査を実施するとともに、窓口において登録等の手続に関する相談等を行うため、肥飼料検査所の地方事務所をこれらの輸入港が存在する経済圏の中心都市に配置しているところであります。

安全性が確認されていない遺伝子組み換えトウモロコシの飼料原料への混入など、水際での検査が増加していること、特に食品の安全性の確保のための緊急時における立入検査の迅速な実施が重要になっていること、また、産業廃棄物処理業者等による汚泥等を原料とした、肥料のカドミウム等有害成分による肥料取締法違反が増加している中で、これらの業者に対する日ごろの指導が重要になっていることから、このような地方事務所の配置の必要性がますます高まっております。

それから、種苗管理センターでございます。種苗管理センターにつきましては、栽培試験は世界

各地に原産地を持つ多種多様な出願品種を最適な環境条件で特性調査し、正確なデータを得る必要があること。また、指定種苗の集取・検査は、迅速かつ機動的に全国に散在する種苗業者に出向き種苗を集取する必要があることから、全国に農場を分散配置して業務を行う必要があります。

また、原原種生産・配布につきましては、ばれいしょ等はウィルス感染すると防除不可能で、大被害を与えるおそれがあるため、周囲から隔離された圃場で大もとになる原原種を生産する必要があること。また、複数の農場で栽培してリスク分散することで、台風や冷害による不作時や万一の病虫害の発生時も含め、必要量に見合った優良種苗を確実に生産し、配布する必要があることから、北海道向けにつきましては、北海道及び本州の5農場を中心に、また各県向けにつきましては、本州、九州などの各農場においてそれぞれ生産することにより、種苗管理センター全体として、道県の需要量に見合った原原種を安定的に供給する必要があります。

その結果、例えば春植え用ばれいしょ原原種については、道県からの申請数量1,310トンに対して99.7%の配布率を達成するなど、独立行政法人としての責務を確実に果たしているところであります。

なお、次期中期目標期間において、栽培試験の実施場所を9カ所から6カ所へ、種苗検査の実施箇所を4カ所から3カ所に集約化することとしており、業務を円滑に実施する上で最低限必要となる配置にまで合理化することとしております。

それから、家畜改良センターでございます。これにつきましては、畜種別の主産地、またはその近県に配置することにより、効率的かつ効果的に育種素材の選定・確保から、改良された種畜や精液の配布までを行う必要があること。BSEや高病原性鳥インフルエンザのような家畜伝染病等の侵入リスクを低減するため、複数牧場への種畜の分散配置、家畜検疫牧場の分離配置が不可欠であること等を考慮して牧場を配置しております。

例えば肉用牛につきましては、黒毛和種の遺伝資源のルーツである中国地方に位置する鳥取県に鳥取牧場、褐毛和種の主産地である熊本県に熊本牧場を設置しております。また、我が国肉用牛の主産地であり、かつ肉用牛飼養の前提となる土地基盤にも恵まれた北海道、東北、九州の3地域に十勝、奥羽、宮崎の各牧場を配置しております。また、飼料作物種苗の増殖については、それぞれの品種が持つ特性を維持するため、寒冷地・温地・暖地に存在する各牧場が分担し、全国で栽培する飼料作物種苗の増殖を行う必要があること等を考慮して、牧場を配置しております。

なお、これまで最大時で33カ所あった牧場を段階的に再編してきたものであり、現行の1本所11牧場は、業務を円滑に実施するのに必要最低限の配置となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました。これに関しまして何かご質問、ご意見等ございましたらどうぞお願いいたします。どうぞ。

手島委員 意見ですけれども、この地方事務所等の配置についてのご説明は、現状の問題と、それからセンターによっては中期的にさらに合理化をしていこうというような計画も含まれておりますので、適切なお意見ではないかなというふうに思いました。

私も担当しているのは農林水産消費技術センターなのですが、ここの仕事も、現時点では全国の各ブロックにそれぞれ担当の方がおられるということが、今の時点ではやっぱり大事なことだろうというふうに思いました。これも含めて4つのセンターのご意見については、適切だというふうに思いました。

この肥飼料検査所と農薬検査所の統合については、経済的なメリットはそう大きくはないというご説明は、この金額をどう評価するかにもよるのですけれども、それはそれなりなことだなというふうに思いました。ちょっとまことに失礼な言い方で恐縮なだけども、後の方のご説明は、何かこういうことまで言わなくちゃいかぬのかというような、非常にこじつけた理由になっておるよ、私には思えました。距離が遠くて打ち合わせができないとか、担当をどうしたらわからなくなっちゃうとか、検査のレベルが下がるとかというのは、それは努力をすれば幾らでもカバーできることであって、やる気さえあれば十分カバーできることじゃないかなというふうに思います。

それから、もちろん色々面と向かって会うということも大事なんですけれども、今のように電話でもメールでも、必要があればテレビ電話でも何でもあるわけですから、打ち合わせができなくなるとかというようなのも、何かちょっと少し言い過ぎで、これはむしろこの部分は説得力を逆に阻害するんじゃないのかなと、こういうことを言わなくちゃいかぬほどなのかねと、こういうふうに相手からは見られてしまうというふうに思いますので、いささかこの辺はちょっとどうかと、こういう説明はない方がいいんじゃないかというふうに私は思いました。もう少しまともな議論をしておいた方がいいのではないかというふうに思います。

以上です。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

佐藤専門委員 まず感じることは、72名で例えば10%の管理経費をかけて運営することが適当なのかどうかという判断基準があるのだらうと思います。一般の社会の人たちにそのことを理解してもらうのは、なかなか難しいのではないかという感じがいたします。

それから、いろいろな説明の仕方はあるのだらうと思いますが、今現在の肥飼料検査所は、本部

に64名の管理検査部門の方々があります。それから、農薬検査所は72名の方方で8億5,000万ほどの事業予算なわけですけれども、それらを統合することによって、管理部門が3名しか削減することができないのか。それから、経営者として専門性を持った人が必ずしもいなければならないのかどうかということは、一般の全く関係当事者でない方々を説明説得する理由としては、なかなか難しい点があるのではないかとこのことをちょっと感じました。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

深見専門委員 この肥飼料検査所と農薬検査所の統合についてのこの試案といいますが、案が出ていて、この人員配置というのでしょうか、統合後の体制を見ると、理事長と理事という役職に、それぞれの肥飼料検査部門とそれから農薬検査部門の専門家が当たっています。私はそれぞれの専門家の方が各部門に必ず1名はいないと、技術的な水準を保つのが非常に困難になるだろうと思いますので、そういう意味では、それぞれのところに1人ずつその専門家が配置されているのはいいと思うのですが、現行の方では理事の方がマネジメントを主に受け持っている。ですから、統合後の体制になりますと、このマネジメントを行う人がいまいなくなってしまうような組織図になっていますね。

ですから、その辺のところをもう少し、今のご説明ですと、このくらいの規模の人間に対しては理事長と理事が1人ずつというような、割と算術的な計算でこういう体制ができているのですけれども、そこら辺をもう少し柔軟に考えて、例えばこのマネジメントをする人をどういう資格で入れるかは、ちょっと私にはそういう部分はわかりませんが、きちんとそういうことを保障した上で統合後の体制というのをつくって見ないと、どのくらいメリットがあって、デメリットがあるかよくわからなくなってしまうのじゃないかな。ただ、ここに示された体制では、やはりマネジメントの部分が弱くて、何か将来困ったことが起こるのじゃないかなと、何となく不安が私なんかにはあるのですけれども。

以上です。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。ほかに、よろしいでしょうか。どうぞ。

武田専門委員 資料の細かなことでもいいですか。

徳江分科会長代理 はい、どうぞ。

武田専門委員 種苗センターの見直し資料8 - 4の16ページ、17ページなんですが、この問題は前回のこの委員会で指摘させていただいたのですけれども、私は同じ種苗管理センターのプロジェクトチームなので申しわけないのですが、「品種保護Gメン」という言葉がこの16ページ、17ページに合計4カ所出ているのですね。Gメンというのはガバメントメンということなので、政府の職員

であるという意味で言えば、問題ないじゃないかということになるのですが、Gメンというのは特殊な言葉、特殊な職業を示しているので、政府の職員であれば全部Gメンであるというわけじゃないので、不適當じゃないかと申し上げたのですね。

もう一つは、品種保護対策官という正式名称があって、Gメンは俗称であるとおっしゃったのですが、そうだとすれば、こういう文書の中ではやっぱり正式名を記した方がいいと。マスコミで言うときに、強く皆さんに印象づけられるという意味でGメンを使うというのは、まあ百歩譲っていいとしても、そういう感想を私は持つのですが、いかがでしょうか。

徳江分科会長代理 この件につきましては、どうぞ。

種苗課長 よろしいでしょうか。種苗課長の寺沢でございます。

前にもご指摘いただいた点でございまして、確かに正式な名称は品種保護対策官と申します。通称品種保護Gメンというような言い方をしております、ちょっとその点は確かに何のことわりもなくいきなり多く出てきておりますので、一番最初に出てくるところにでも品種保護対策官(通称品種保護Gメン)と修正させていただければと思います。

先生今ご指摘いただきましたように、Gメンというのは確かにガバメントメンの略というようなことで、アメリカのFBIがもともとの語源というふうに承知いたしておりますけれども、このGメンというのが、マスコミその他等でも、抑止効果という意味では実は非常に効果を発揮いたしておりますので、通称ということでは今後もこういった名称をむしろ積極的に使ってまいりたいと思っておりますので、ご指摘のとおり正式名称は品種保護対策官でございますので、その点は修正をさせていただきたいと思えます。

武田専門委員 特定の意図があるのでしたら結構でございます。

徳江分科会長代理 今回の回答でよろしゅうございますね。

武田専門委員 はい、結構です。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

夏目委員 公務員の身分ということにつきましてはですが、先ほど課長から説明がございましたですが、大きく分けるとそれぞれの法人が、高度なやっぱり専門的な、技術的な知見が必要であるという、そういうようなところで独法の業務を行っているという点と、それからやはり公権力、中立公正とか守秘義務、そういうものが必要な業務を行っているという点と、それからさらには国際条約とか国際的な信頼性という、その大きく分けると3つぐらいの観点から、公務員の身分が現状では必要だというような認識ではないかというふうに、私は思うわけでございまして、そういう意味では、現状において公務員の身分、つまり特定の独法でいくという形でぜひ頑張っ

いただきたいなというふうに思うわけでございます。

それはそれとして、2つの独法の合併統合につきましてですけれども、先ほど手島委員もご指摘されましたですけれども、この試案の文章ですと、デメリットのところはやはり説得力がないだろうというふうに思います。特に例えば管理部門の効率化を促すことが質の低下につながるという発想はどうかというふうに考えるわけでございます。この文章を見て、先ほどの課長の説明を伺っておりますと、つまり統合した場合の人材はいないというふうにはっきりおっしゃっているようなものであって、決してそうではないだろうというふうに思います。

つまり専門的な知見を持ちながら、なおかつマネジメントもできる人材というのがいないのかと言われたら、決していないとは申し上げられないのではないのでしょうか。そんなことも含めまして、ぜひこの試案につきましては、やはりもう少し説得力のある試案をおつくりいただかないと、なかなか総務省、また有識者のところにへ行きましたときに、説得力のある資料にはなり得ないというふうに私は受けとめさせていただきました。

以上でございます。

徳江分科会長代理 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

武田専門委員 スケジュールの関係がありましたので、そのことをよろしいですか。

徳江分科会長代理 スケジュール関係、どうぞ。

武田専門委員 きょうの会議の前に「独立行政法人評価委員会の役割」という資料を各委員あてに送られていると思うのですけれども、今日配布されましたスケジュール表の中には矢印を書いていただいておりますので、どういう流れで進んでいくかというのはよくわかりましたが、1つちょっと疑問に思ったのは、送っていただいた資料の中で、主務大臣というのはこの分科会では農林水産大臣だと思いますが、農林水産大臣が最終的に見直し案を決定するということになっていまして、そしてもう一つの説明の中に、主務大臣は評価委員会の意見を聞かなければならないとなっている。この評価委員会の意見を聞かなければならないという点についてですが、今日配布されましたこのスケジュール案を見ても総務省の評価委員会というのが別にあって、農水省の評価委員会もある。そうすると、主務大臣というのは両方の意見を聞くのでしょうか、あるいは、総務省の評価委員会は農水省の評価委員会の上に位置しているので、総務省の評価委員会が農水省の評価委員会の結果を勘案して主務大臣に答申すれば、それで農水省の評価委員会の意見は間接的に聞いたことになるのかというあたりについて説明頂きたいと思います。

徳江分科会長代理 事務局の方からお答えいただきます。

文書課課長補佐 私の方からお答えさせていただきます。

資料としてお付けさせていただいたのは、あくまでも通則法第35条第2項に基づく行為でございまして、これは通則法の中で評価委員会とされているのは、ここの農水省の独法評価委員会というふうに位置づけられております。これとは別に第35条第3項の方で、審議会という表現を使っているのですけれども、これが総務省の政・独委ということになります。これは独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し主務大臣に勧告することができるとなっております。これを踏まえまして、右側の方で勧告の方向性というのがあるのですが、これは勧告ではございません。こういう考え方で見直しを行わないと、中期目標期間終了後、勧告を行いますよという予告でございます。そういう手続ということになっておりまして、ちょっとわかりづらかったと思うのですけれども、資料として送った評価委員会というのは、農水省独法評価委員会という位置づけです。

武田専門委員 わかりました。そうすると主務大臣は、この評価委員会の意見は網羅して確認しているということになりますか。

文書課課長補佐 そうです。そういうことでございます。

武田専門委員 わかりました。ありがとうございます。

徳江分科会長代理 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

徳江分科会長代理 もしごさいませんでしたら、今のご意見等をちょっと要約させていただきますと、まず肥飼料検査所と農薬検査所についてのきょうご提出した資料では、ちょっとデメリットの部分がややその説得を欠くのではないかというようなところが1点でございますね。これをもう少し変えた方がいいのじゃないかということ。

それから、同じやはり肥飼料、農薬検査所の統合については、現在のコストが、一般の方がわかるコストなのかどうかという、これだけの人員を抱えて、これだけのコストがかかりますよと、この辺の説明がちょっと足りないのじゃないか。

それから、やはり統合した後の組織形態というものを、もう少し具体的にあらわした方がいいのじゃないかというご意見でございますね。

それからあと身分の問題については、先ほどありましたように、この辺につきましてはやはり今までの分科会でもこういうご意見があったと思います。特定の独法でいった方がいいのじゃないかというご意見ですね。

それからあと、Gメンについては、先ほどありましたように正式名称をやっぱり記入していただく、そんなところに集約できませんでしょうか。

何かございませんでしたら、今いろいろご意見がございましたけれども、本日の議論につきましては、8月29日に開催されます独立行政法人評価委員会において私から報告させていただくことといたします。

なお、報告の内容に関しましては、今回のご意見、ご指摘事項等を含めまして、私の方で事務局と相談、調整させていただくことをお任せいただきたいと思います存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という者あり)

徳江分科会長代理 では、そうさせていただきたいと思います。

それでは、本日予定の議事もすべて終了いたしました、そのほかに何かございますでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

金融調整課長 長時間にわたりご審議賜りましてありがとうございました。

今後の分科会の予定でございますが、本日ご審議いただきました平成16年度業務実績評価について、総務省等関係省庁との調整が終わった後に、独立行政法人の平成16年度退職者に係る退職金算定のための業績勘案率につきましてご審議をいただきたいと思いますと考えております。

また、それまでの間に軽微な諮問等がございましたら、郵送により諮問、答申を行うことがあるかもしれませんが、そのときにはよろしくをお願いいたします。

なお、本日資料が大部にわたります。お持ち帰りいただいて当然結構でございますが、机の上に置いておかれれば、後日、事務局から郵送させていただきますので、お荷物になられる方はそのまま置かれて結構でございます。

以上でございます。

徳江分科会長代理 以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第18回農業分科会を閉会といたします。

委員、臨時委員及び専門委員の皆様方には、長時間にわたり熱心なご審議、まことにありがとうございました。どうもありがとうございました。

午後4時19分 閉会